

# 平成28年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

平成28年3月3日（木曜日）

## 議事日程 第1号

平成28年3月3日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 7 議案第 5号 玉村町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 玉村町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 玉村町勤労者住宅資金融資促進条例の廃止について
- 日程第21 議案第19号 玉村町勤労者生活資金融資促進条例の廃止について
- 日程第22 議案第20号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第21号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 9 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	教育長	新井道憲君
総務課長	高井弘仁君	経営企画課長	金田邦夫君
税務課長	井野成美君	健康福祉課長	月田昌秀君
子ども育成課長	齋藤修一君	住民課長	山口隆之君
生活環境安全課長	齊藤治正君	経済産業課長	大谷義久君
都市建設課長	高橋雅之君	上下水道課長	萩原保宏君
会計管理者兼会計課長	金井満隆君	学校教育課長	小板橋保君
生涯学習課長	小柴可信君		

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼 議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成28年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成28年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は平成27年度の補正予算を初め平成28年度の諸施策を展開する上での根拠となる条例の制定や予算等の重要な議案を審議する議会であります。開会后には、去る1月24日の町長選挙におきまして初当選されました角田町長から、平成28年度の町政運営を行う上での、重要施策や予算について施政方針が表明され、あわせてその施政方針を実現するための諸施策の実施に必要な議案についても、詳細な説明がなされるものと思われまます。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いいたします。

また、今定例会には、13名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待しているところであります。なお、角田町長におかれましては、町長就任後、初めての定例会であります。また、議員並びに執行各位におかれましても、会期長き今定例会となりますので、体調には十分留意をされますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。



## ○表彰状の伝達

◇議長（高橋茂樹君） ここで、開会の前に表彰状の伝達を行いたいと思います。

まず初めに、平成28年2月5日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会におきまして、柳沢浩一議員が前群馬県町村議会議長会長として自治功労者表彰の町村議会議員特別表彰を受賞されましたので、ここでその表彰状の伝達を行います。

柳沢議員、演台の前にお進みください。

[11番 柳沢浩一君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

群馬県町村議会議長会

前会長 柳 沢 浩 一 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成28年2月5日

全国町村議会議長会会長 飯 田 徳 昭

[拍 手]

◇議長（高橋茂樹君） 次に、平成28年2月16日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期

総会におきまして、齊藤嘉和議員、備前島久仁子議員、柳沢浩一議員、筑井あけみ議員の4名が群馬県町村議会議長会長から議会議員10年以上在職者表彰を受賞されましたので、ここでその表彰状の伝達を行います。

齊藤議員、備前島議員、柳沢議員、筑井議員、演壇の前にお進みください。

〔5番 齊藤嘉和君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 齊藤嘉和 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成28年2月16日

群馬県町村議会議長会長 金井佐則

〔拍手〕

〔6番 備前島久仁子君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 備前島久仁子 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成28年2月16日

群馬県町村議会議長会長 金井佐則

〔拍手〕

〔11番 柳沢浩一君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 柳沢浩一 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成28年2月16日

群馬県町村議会議長会長 金井佐則

〔拍手〕

〔15番 筑井あけみ君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 筑井あけみ 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成28年2月16日

群馬県町村議会議長会長 金井佐則

〔拍手〕

◇議長（高橋茂樹君） それでは、ここで、町村議会議員特別表彰と議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました柳沢議員及び議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました3名の議員よりご挨拶をいただきたいと思います。

まず初めに、町村議会議員特別表彰と議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました柳沢議員、お願いいたします。

〔11番 柳沢浩一君登壇〕

◇11番（柳沢浩一君） 傍聴の皆様には、大変ご苦労さまです。ただいまご紹介をいただきました議会の柳沢浩一と申します。住まいは上陽の飯塚であります。私もこのように栄えある表彰の栄に浴すというふうな予測は全くしておりませんでした。議員としてどこまでやれるか、どこまで頑張ることができるかということが私にとっての一つの大きな課題であったからであります。しかしながら、町民の皆様や、あるいは議会ご同輩の皆様のご理解と、そして役場各執行職員の皆様のさまざまな協力をいただいたおかげで議長も何とか大過なく過ごさせていただきました。いろんな思いはありますけれども、今般、新町長が誕生いたしました。思いは同じでありますから、玉村町のために今何をすべきかというこういう基本的な課題は、私は共通だろうと、こう思っております。したがって、これから二人三脚で頑張ってみたい。皆さんとともにやっていきたい、こう思っているところであります。身に余る光栄と思い、改めて皆様方に御礼を申し上げ、私のご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました齊藤議員、お願いします。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

◇5番（齊藤嘉和君） おはようございます。10年表彰ということで、大変感銘を受けております。顧みますれば、平成17年初当選以来10年ということで、栄えある賞を今回いただいたわけですが、10年間といいますと、今は一昔ではなく二昔たったようなそんな感さえ感じております。今後ともこの賞に恥じないように、関係者、町民各位の協力をいただきながら、町勢発展のために尽くしていきたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、同じく議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました備前島議員、お願いします。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番（備前島久仁子君） おはようございます。このたび10年表彰を受けるに当たり、一言ご挨拶

拶をさせていただきます。

今まで支援していただきました皆様と、そしていつも陰になって応援してくれた両親、家族に、まずは心から感謝を申し上げたいと思います。そして、厳しい中、叱咤激励されながらもさまざまな角度からいろいろ教えて導いてくださった先輩議員や同僚議員にも心から感謝をいたしたいと思っております。

私は、この玉村町に住んで23年になります。高崎生まれ高崎育ちの私が新住民としてこの玉村町で一番最初に選挙に出たのが10年前であります。新住民であり女性でありということでもなかなか厳しい面はありましたけれども、やはりどうしても女性の声を届けたいと、それを町政に生かしていきたいという一番最初のその初心の思いを忘れることなく、今後も皆さんの声をしっかりと聞いて、そしていいまちづくりに生かしていきたいと思っております。

今後ともどうぞよろしく申し上げます。そして、どうもありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、同じく議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました筑井議員、お願いします。

〔15番 筑井あけみ君登壇〕

◇15番（筑井あけみ君） おはようございます。ただいま私も同僚議員と一緒に10年という表彰をいただきました。思い返せば長いような短いような道でありましたが、全くの素人である私も、玉村町町民の支えをいただきながらここまで来られたということを本当に日々感謝申し上げます。私の心のするところであります3万7,600人余りの町民の一人一人の声を町政に届けるということを中心として、これからも一議員であります、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。いろいろと時代は流れ変わりますが、前を向いて進むのみ、それが議会であり、また町であるというような姿だと思っておりますので、また一人として一生懸命と働かせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表いたしまして、私から一言お祝いを申し上げます。

このたび、町村議会議員特別表彰及び議会議員10年以上在職者表彰を受賞されました柳沢議員におかれましては、群馬県町村議会議長会長として、また玉村町議会議員として、これまで長きにわたり議会運営や地域の振興発展に、多大なるご尽力をいただきましたご功績が認められたものであり、心からお喜び申し上げます。

また、議会議員10年以上表彰を受賞されました齊藤議員、備前島議員、筑井議員におかれましては、玉村町議会議員として長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力いただきましたことが認められたものであり、心からお祝い申し上げます。

4名の議員におかれましては、この受賞を契機に玉村町議会議員として、さらなる住民福祉の向上や玉村町発展のために、より一層ご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも健康に

は十分留意され、引き続き住民の負託に応えるためご活躍されることをご期待申し上げまして、お祝いの挨拶といたします。まことにめでとうございました。

---

◇

## ○開会・開議

午前9時18分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 続きまして、日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

---

◇

## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番島田榮一議員、9番町田宗宏議員の兩名を指名いたします。

---

◇

## ○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月25日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） それでは、平成28年玉村町議会第1回定例会の日程について報告させていただきます。平成28年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月25日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月18日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、議案32件、意見1件の33議案を予定しています。概要



につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、町長から平成28年度の施政方針が示されます。その後、承認第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第5号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第6号及び議案第7号について一括提案説明があります。続いて、議案第8号から議案第11号までの4議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第12号から議案第14号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第15号から議案第19号までの5議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第20号から議案第25号までの平成27年度補正予算関係6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第26号から議案第33号までの平成28年度予算関係8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。次に、議案第34号から議案第36号までの3議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、意見第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程5日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程6日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程7日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程8日目も引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設常任委員会及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程9日目は、中学校卒業式のため、日程10日目、11日目は土曜日、日曜日のため休会とします。

日程12日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程13日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程14日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程15日目は、事務整理のため休会とします。

日程16日目は最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された議案第5号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第6号及び議案第7号について、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、予算特別委員会に付託された議案第26号から議案第33号までの8議案について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、

閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成28年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月18日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。



#### ○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） 皆さん、おはようございます。それでは、閉会中の所管事務調査の報告をいたします。

まず、日時ですが、平成28年2月2日火曜日、午前10時より午後11時30分まで、視察としましては、栃木県の下野市です。調査事項としましては、下野市の街頭防犯カメラ設置補助事業についてでございます。

出席委員としましては、私笠原と備前島久仁子、それに齊藤嘉和、それに川端宏和、石川眞男、議長高橋茂樹ということで行きました。随行のほうは、議会事務局のほうで松田純一係長、平野里都子主査ということです。

対応者としましては、下野市議会副議長の小谷野晴夫氏と、それに下野市議会事務局長の川俣廣美氏と、それから市民生活部長、渡辺房男氏、安全安心課長の篠崎安史氏と、そして安全安心課危機管理グループ主幹ということで、津田知則さんと、この方は警察からの出向らしいです。

そうしまして、調査経過としましては、防犯カメラの設置補助事業及び防犯カメラの設置と運用に関するガイドラインについてです。

まず、防犯カメラ設置の経緯としまして、事業の目的としまして、下野市では、平成20年3月19日に「下野市安全安心まちづくり条例」を制定し、安全安心まちづくりを推進し、さまざまな施策に取り組んでいます。犯罪のない社会づくりのための市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい環境の整備を整えていくことが重要であります。犯罪のない社会は、全ての市民の願いであり、犯罪

の発生を抑止することにより、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指すものです。

そして、防犯カメラ設置状況の説明ですが、この下野市は、JR宇都宮線のこの3駅、昔は石橋町がありまして、それに小金井と、それにあそこはどこだったっけな、ちょっと、その3つが合併しまして、駅のほうも何かこの下野市には3つあるそうなのです。その関係で防犯カメラの設置が必要だということで、平成23年1月26日と25年の9月5日の2度にわたり、下野警察署協議会、これは警察署の業務運営に民意を反映させるためにはどのようなことをしたらいいかということで、住民を代表する委員からの意見を聞くための機関より「安全で安心な地域社会をめざして」とする提言を受けておりました。

そこで、提言では、当警察署管内にある3駅に防犯カメラを取りつけるということで、話は決まりました。下野市全体の治安を象徴するものと考えらるということで述べられています。下野市にある石橋、自治医大、小金井の3駅への防犯カメラの設置が求められたと、そこでその防犯カメラの取り組みがされたわけでありまして。

そして、それらには教育委員会、保護司、栃木県少年補導員連合会長、行政書士、栃木県名誉農業士、自治医大病棟医長、それに事業者としましては、日産自動車、石橋タクシー、(株)スチール、これはスチールというのはドイツのチェーンソーの会社です。それが栃木県のほうへ営業所を出してきています。

それから、事業内容としましては、防犯カメラの整備であります。平成26年から事業に着手しました。まず、下野警察署協議会からの要望があり、下野市内の3駅の東、西ということに、入り口と出口と両方に、3カ所の駅がありますので、6個のカメラを設置したということでございます。事業費は383万4,400円、そういうことで地域の防犯対策は、行政だけでは十分対応ができないので、地域を巻き込んでの防災、防犯、これが重要であるということから、この下野市の街頭カメラに関する設置費用の補助に関する要綱ということで、このカメラをつけるに当たっては補助金を出すということまで行きました。1台につきましては、カメラが補助金の上限としては30万円ということ。あるいはその2分の1と、安いカメラをつけたときは2分の1、最高で30万円ということになっております。

この防犯カメラをつけるに当たっては、いろいろ制限がありまして、公共の土地とか、そういうものが含まれなければだめだと、何でも構わず自分のうちにつけていいというものではなくて、やはりその一部、半分は道路、公共のものが撮影できるような状況でないだめだということになっております。

それから、難しい問題がありまして、いろいろとガイドラインの設定をしました。それとなるのが、1つは、不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラでありますから、道路、公園、広場、駐車場、駐輪場、商店街、繁華街、鉄道駅、バスターミナル、金融機関、小売店、百貨店、複合施設などの商業施設、劇場、映画館、スポーツレジャー施設、ホテル、旅館などの犯罪の防止を目的

に設置されたカメラであります。そうしまして、録画装置を備えるカメラにさせていただくということです。

それから、一番問題なのが、この防犯カメラで撮影された個人の画像の性格ということですが、防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当しますということが問題になっております。そこで、この問題におきましては、設置者ごとに法律や条例で定められる個人情報保護法にのっとりこれを取り扱うということにしております。

それから、防犯カメラの運用に当たって配慮すべき事項としましては、設置目的の設定と目的外利用の禁止と、目的以外に逸脱したことには利用しないということ、それから設置場所、撮影範囲、照明設備、それからカメラを設置していることの表示、それから管理責任者の指定、操作取扱者の指定ということです。

それから、撮影された画像の適正な管理、一応画像のコピーは持ち出しが容易になっているが、そのことはしないようにということでもあります。

それから、一番問題なのがいろんな犯罪におかれまして、警察から協力が依頼された場合には、これは捜査の協力ということで提示するということです。

それからあとは、防犯カメラの機能、保守点検、見直し等、そのようなものを行うべきとなっております。

それから、利用目的、ガイドラインとしましては、防犯カメラの管理・運用を行うための利用目的をあわせた管理・運用規程を定めるということです。

それから、最後の業務委託、業務委託としましては防犯カメラの設置、施設管理や警備業務を委託する場合は、管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなどの適正な設置、運用を徹底するものとしということで、この防犯カメラの補助を行っているということなんです。

最後に、考察ですが、下野市では、安全で安心なまちづくりを推進するため、地域団体及び商業施設等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内（上限30万円）で補助金を交付しているということです。あわせて防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを制定し、地域住民の防犯カメラでの設置・運用に十分な理解と協力が得られるよう準備し、プライバシー保護にも配慮しているということでございます。

近年、犯罪の抑止や解決に防犯カメラの設置が有益であると認められております。玉村町でも事件の解決に防犯カメラの映像が役立ったケースもあった。しかし、街頭防犯カメラ設置を全て行政が担っていくことは、財政面、管理面からも負担が大きく難しいため、下野市の地域住民を巻き込んだこの補助事業は、安全安心なまちづくりに向けての一つの大きな取り組みと言えるでしょう。

下野市においても事業がスタートするまでにはさまざまなモデルケースを参考にし、試行錯誤を重ねたことであろうと思います。容易に想像できます。プライバシー問題など幾つかの課題はあるが、安全で安心なまちづくりに向けた今後の玉村町における防犯対策に期待したいと思います。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） おはようございます。経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務調査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時でございますが、平成28年の2月12日金曜日の午前10時から午前11時半まで行いました。視察地は、高崎市の市役所でございます。

調査事項といたしましては、高崎市の高崎玉村スマートインターチェンジ周辺の開発計画についてでございます。出席委員については、当常任委員会の委員、石内、町田、渡邊、浅見、筑井の各委員及び高橋議長でございます。随行者といたしましては、石関議会事務局長、松田係長、それから大谷経済産業課長、それから高橋都市建設課長に随行していただきました。

対応者といたしましては、田角高崎市議会副議長、小野里産業・流通基盤整備室長、福田高崎工業団地造成組合次長、高橋高崎市議会事務局議事課員です。

調査経過といたしまして、概要等を申し上げます。高崎市の高崎玉村スマートインターチェンジ周辺開発について、玉村町の道の駅「玉村宿」に隣接する地域であり、高崎市の開発計画状況を把握し、玉村町への影響、玉村町の開発の参考と資するため、視察、研修を行いました。高崎市では、高速道路、新幹線で東京、北陸、上信越、関東など日本海と太平洋を結ぶ内陸の交通結節点を捉えた開発を進めておりました。高崎玉村スマートインターチェンジの周辺開発の都市政策上の役割を単なる高速道路の通過点ではなく、高速交通線上の目的地として着地させることができる業務拠点性を備えた100万人産業シャフトの基点として育成する都市戦略拠点としており、高崎市都市計画マスタープランが描く都市構造「多核連携都市」の核の一つ、「サブ拠点」と位置づけ、高崎スマートインターチェンジ産業団地、仮称でございますが、整備を進めておりました。

高崎市東部の綿貫橋などに整備中の高崎スマートインターチェンジ産業団地に進出する8社、県内で4社、県外で4社を一次内定企業として1月の25日に公表しております。団地の割り当ては、分譲する31.3ヘクタールのうち、今回の割り当ては最大で20ヘクタールでございます。61社からの応募を34社に絞り込んで調整し、一次内定を8社としておりました。残る11ヘクタールについては、17年度に2次内定を決めて分譲する方針でありました。

交通のアクセスのよさから、各社は東日本の生産拠点整備や複数工場の集約、本社移転などを進めておりました。広幹道の北、高速との間のインターチェンジ付近には、農産物と海産物の大規模販売センターを整備し、バスターミナルの設置も検討しておりました。この大規模販売センターは、民間

に分譲し、運営は民間が行う方針であります。これらの開発計画の作業工程は、平成22年度から開始されており、22年度末に群馬県がワンストップ会議を設置し、都市計画と農林業の調整措置を一元的に行っていました。そのため、地域住民調整・都市計画決定手続など、スタートから6年で事業化となっていました。

非常にスムーズに計画が進行している形で、細かくは土地利用に関する事項、それから建築物等の用途制限等もしっかりと決めております。

考察といたしまして、高崎市は、地の利を生かした開発をダイナミックに行っていました。開発計画は、高崎玉村スマートインターチェンジの開設に合わせて、その周辺開発を都市政策上の役割から見据えての取り組みでありました。

地元地権者・農政サイドへの取り組み、特に都市計画と農林業の調整、県との調整をワンストップ会議で行っていたなど、これらの都市計画の取り組み手法は、玉村町に大いに参考となるものでございます。玉村町に隣接する高崎市の開発は、町民も大きな影響を受ける。雇用や住宅など玉村町からの提供等、町の発展にも寄与するものと大いに期待しております。町の隣接地域の開発に対し、大いにアンテナを張り、開発過程から町の連携がとれるよう、広域開発を意識した町の取り組みを望みたいと思います。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



## ○日程第5 町長施政方針

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、町長施政方針について町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 28年度施政方針を報告する前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび特別表彰を受けられました柳沢浩一議員、10年表彰を受賞されました齊藤嘉和議員、備前島久仁子議員、筑井あけみ議員、ご受賞まことにおめでとうございます。また、これまでの長い間のご活躍に対し、心から御礼を申し上げます。今後とも玉村町の発展のためによりしくご活躍をお願いいたします次第でございます。

それでは、28年度施政方針を申し上げます。28年玉村町議会第1回定例会の開会に当たりまして、平成28年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

去る1月24日に執行されました町長選挙におきましては、多くの町民の皆様から温かいご支援とご厚情をいただき、改めて深く感謝申し上げます。就任後、わずか1カ月であります。

役場の各課から所管事務や懸案事項の説明を受けることができました。当面の課題が山積していることを実感し、解決すべき課題の多さに身を引き締め、改めて町長として責務の重大さを痛感しているところでございます。課題解決に当たりましては、強いリーダーシップを発揮し、対応してまいります。

また、選挙を通して町民の皆様にお約束しました公約と重点施策につきましても、町政発展のため一つ一つ実現に向け、全身全霊を傾け、取り組んでまいりる決意でありますので、重ねて、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、国政におきましては、バブル崩壊後の長引くデフレからの脱却や、東日本大震災からの復興、人口減少・少子高齢化の課題に正面から向き合い、「すべての人が活躍できる社会」をつくり上げるため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」をアベノミクスの新たな3本の矢として打ち出し、経済再生に引き続き最優先で取り組むこととしております。安倍首相は、それぞれの矢に目指すべき目標として「GDP 600兆円の達成」、「国民希望出生率1.8の実現」、「介護離職ゼロ」を掲げ、緊急に対応すべき施策を打ち出し、平成28年度政府予算案では、平成27年度補正予算とあわせ、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けて、子育て支援や介護サービスなどの充実、地方創生の本格展開など、喫緊の重要課題に対応していくことを基本に編成しています。人口減少・少子高齢化への課題を克服し、新しい時代を切り開いていくことは、国のみならず本町においても最優先の課題であり、国の政策や流れをしっかりと見極め、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、世界ではいろいろな出来事がありました。ネパールでの大地震を初め、シリア情勢の緊迫化や難民問題、さらには世界各地で発生する同時多発テロ事件など、私たちに大きな衝撃を与えました。

また、国内におきましては、日本列島を豪雨が襲い、9月に発生した関東・東北豪雨災害においては、茨城県の鬼怒川の堤防が決壊するなど各地で甚大な被害をもたらしました。このような自然災害の恐ろしさに、改めて自主防災組織の大切さを認識したところでございます。

こうした中、北里大学の太田智氏がノーベル生理学・医学賞を、東京大学の梶田隆章氏がノーベル物理学賞をそれぞれ受賞され、病気の治療や宇宙の謎の解明に大きく貢献していることに日本人として誇らしく感じたところでございます。

また、本県においては、「上野三碑」が世界記憶遺産の国内候補に選定され、「かかあ天下一ぐんまの絹物語一」が日本遺産に認定されたところでございます。

このような中、町では、昨年12月、人口減少への対応と町の発展に向けた道筋を示すことを目的として、「玉村町まち、ひと、しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

「玉村町版総合戦略」では、策定方針として、「高崎玉村スマートインターチェンジ開設や東毛広域幹線道路整備を活用したまちづくり」、「3市に囲まれた地域特性を活かしたまちづくり」、「道

の「駅玉村宿を活かすまちづくり」、「民間と連携したまちづくり」、「リデザインを重視したまちづくり」という「5つのまちづくり」を掲げ、これらを実現するため、4つの政策分野と施策に取り組む予定であります。これらの施策を着実に実行し、町民の皆様が夢と希望を持って、いつまでも安心して暮らし続けられる町を実現するため、全力で取り組んでまいり所存でございます。

我が国の経済動向は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いておりますが、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、景気への影響が懸念されております。

国の平成28年度政府予算案は、安倍内閣が目指す「一億総活躍社会」の実現に向けたものとなっております。予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して0.4%増の9兆6千7百21億8千円で、4年続けて過去最大規模となっております。社会保障関係費は高齢化により3兆1千9百73億8千円を占め、これも過去最大を更新する中、税収は、法人税収や所得税収の伸びにより、3兆7千9百0億5千7百6兆6,040億円と25年ぶりの高水準となる一方で、新規国債の発行額は2兆4,310億円減の3兆4,320億円となり、財政健全化を目指すものとなっております。

一方、群馬県の予算案については、大澤知事は「群馬の未来に向けた施策に取り組むぐんま創生予算」とし、総額は前年度当初と比較して0.8%増の7,216億3,800万円となり、4年連続の増額予算となっております。県税収入は5.5%増の2,490億円程度となる見通しとなり、歳出については、子育てや介護などの社会保障費が2.8%増の922億円となっております。

こうした中、本町の予算案ですが、一般会計の総額は1兆1千1億6,200万円となり、前年度当初と比較して4.8%の減少となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成26年度決算において実質公債費比率は県内35市町村の平均7.4%に対し、3.7%と県内で上から3番目、財政力指数は県内市町村平均0.72に対して、0.76と県内で上から同率11位となっております。県内自治体の中では、公債費負担が少なく財政力の豊かな町となっておりますが、経常収支比率は、県内市町村平均91.1%に対し、96.8%と県内で下から4番目と高率を示しており、財政の硬直化が進んでいる状況です。年々上昇している経常収支比率は、投資的経費を初め新たな施策に充当できる財源の確保が難しい状況を示しており、町長就任前から危惧しているところでございます。この経常収支比率の改善は、町民の視点に立ち、全ての事務事業や補助金の見直しを行い、コストの削減などにより実現できるものと考えておりますので、職員とともに一丸となって取り組んでまいります。

また、先日発表されました平成27年国勢調査の速報値では、本町の人口は3万6,653人と5年前の国勢調査と比べますと883人減少し、2.4%減となっております。本町においても人口減少と高齢化は確実に進行しつつあり、社会保障関係費の増加を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など、多くの財源を必要とする課題は山積しており、今後も厳しい財政運営を強いられることに



なります。このような状況ではありますが、中長期的な展望に立って積極的な施策を展開することにより、財源の確保に努めるとともに効率的な行政経営に取り組み、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めていく所存であります。

それでは、平成28年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、玉村町版総合戦略の策定方針となる5つのまちづくりを実現するため、それぞれの政策分野による施策を積極的に取り組んでまいります。

それでは、玉村町版総合戦略の各政策分野に沿って、新年度の取り組みをご説明いたします。

最初に、政策分野「地方への新しい人の流れをつくる」の取り組みとなります交流促進事業です。

本町には、二毛作地帯ならではの变化に富んだ田園風景や日光例幣使道の玉村宿として栄えた当時の歴史資産が沿線に散在しています。これらの地域資源を再評価し、町のイメージアップと集客力を向上させるため、風景写真コンテストの開催や体験プログラムの企画、ボランティアガイドの育成を一般社団法人たまむら住民活動支援センターと協働事業により行ってまいります。交流観光事業のワンストップ窓口化を図り、県内外からの誘客と交流人口を増加させ、移住の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、政策分野「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の取り組みとなります玉村町版生涯活躍のまち構想策定事業です。

本町は、放課後児童クラブを初め延長保育や一時預りなど子育て世代の支援体制が充実し、また国際教育特区の認定を受け、町全体で英語教育を充実させるなど、教育環境にも力を入れております。さらに、四季折々の自然を楽しみながら暮らすことができる町と言えます。この町のよさと暮らしをさらに充実させ、アピールしていくことで、東京圏からファミリー層やシニア層が集まり移住する「生涯活躍のまち」・玉村町版CCRC構想づくりに取り組んでまいります。

次に、政策分野「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の取り組みとなります「地域おこし協力隊」です。本町は、東毛広域幹線道路などの恵まれた交通の利便性、県内の主要都市に隣接する立地性などの地域特性を生かし、地域と連携して活性化を図ることが必要となっています。本町の魅力を最大限に引き出し、情報発信を行うため、地域おこし活動に意欲のある人材を都市部から積極的に受け入れ、新たな視点で地域の活性化を図る「地域おこし協力隊」の募集を行ってまいります。

そのほかの関連事業では、玉村町版総合戦略で取り組む事業は、国が定める地域再生計画を策定し認定を受けることにより、新たな制度の交付金を受けることができますので、本計画の策定を行ってまいります。

以上が玉村町の地方創生への取り組みとなりますが、人口減少社会に適切に対応し、地域特性を生かし持続的な発展を目指すため、関係団体や民間事業者、金融機関などと連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、第5次総合計画は、後期基本計画が新年度からスタートいたします。基本構想に掲げる目指す将来像「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現するため、さらなる飛躍を目指して「未来へつながる年」としたいと考えております。

それでは、第5次総合計画の基本目標と施策に沿ってご説明いたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉の充実ですが、引き続き、民生児童委員や社会福祉協議会を初めとする関係機関や地域との連携を密にし、地域福祉の充実を図ってまいります。

また、昨年、開館しましたまちなか交流館は、ふれあいの居場所と放課後児童クラブとして利用しています。子供からお年寄りまでが利用できる施設として、多世代による交流を引き続き推進してまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。共働き世帯の増加、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより、保育の需要が依然として高いことから、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなど今後も一層の充実を図り、育児と仕事の両立を積極的に支援してまいります。

また、保育所の調理業務は、慢性的な人手不足により、人員の確保が困難な状況が続いております。そのため、直営から業務委託へと切りかえを行ってまいります。調理業務の委託に当たりましては、児童の安全や食育、衛生面、栄養面などの質を確保するとともに、委託先の調理業務従事者へ、定期的な衛生面及び技術面の教育または訓練を義務づけるなど、入所児童にとって安全で安心できる給食の確保に万全を期してまいります。新年度は、第4保育所で実施してまいります。

次に、児童虐待防止対策事業です。少子化が叫ばれる今日、未来に輝く子供たちが自主性や人を思いやる心を養い、一人の人間として社会生活を送ることができるよう、児童虐待防止に努めてまいります。新年度は、子ども育成課に相談員の配置を行い、要保護児童対策地域協議会との連携を強化してまいります。さらに、講演会の開催や虐待防止推進月間のPRなどの虐待防止の啓発活動を積極的に行ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

町としても、疾病を抱えても住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となることから、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取り組みを、県や医師会等の関係機関と連携して推進してまいります。

また、元気な高齢者が地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予

防の推進とともに見守り体制の充実を図ることが重要となります。そのため、地域活動等への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力向上トレーニングの実施のほか、ふれあいの居場所づくりを進めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進です。障がい者一人一人が地域の中で自分らしい豊かな暮らしを続けることができるよう、相談支援体制の適切な運営を確保するとともに、自立支援法に基づく多様なサービスを提供してまいります。

社会保障の充実では、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化を初めとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。生活習慣病の予防対策として、特定健診を実施しメタボリックシンドロームに該当した方等に対して、食生活や運動などの生活習慣を改善するための特定保健指導を引き続き実施してまいります。

また、がんの早期発見・早期治療へつなげるため、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診など、各種がん検診の受診率向上に努めてまいります。

さらに、予防接種については、受けやすい環境を整備することにより接種率の向上に努め、乳幼児や高齢者等の感染症予防対策の強化を図ってまいります。

また、新年度は、隔年で実施している健康大学を開講いたします。これは、地域の住民が健康を保持増進するために、生涯を通じた食育や健康日本21を推進することで、活力ある地域社会づくりを目指すためのボランティアを養成する事業で、受講終了後は、主に食を通じた健康づくりの案内役である食生活改善推進員としてご活躍いただいております。

次に、地域医療体制の充実です。町民の皆様が休日・夜間でも必要な診療が受けられるよう、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制を確保してまいります。

また、地域医療の発展と貢献により看護師の需要が見込まれ、看護師の育成が重要となっており、伊勢崎佐波地区の看護師養成所である伊勢崎敬愛看護学院の運営を支援してまいります。

第2に教育・文化分野である「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育・学校教育の充実です。本町は、平成26年6月に内閣府から国際教育特区の認定を受け、これを機に、各保育所・幼稚園に外国人講師を招き、遊びを通じた外国語活動を実施しておりますが、新年度では、これをさらに充実させ、幼児期から外国語や外国人と遊びを通して触れ合うことにより、豊かな国際感覚を持った子どもの育成を図ってまいります。

さらに、新年度では、管内7校の公立小中学校において、現在4名の英語指導助手を3名増員し、全校にそれぞれ配置することで、国際感覚豊かな児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、学力向上を目指して子ども一人一人にきめ細かな教育を行うため、「少人数指導たまむらブ

ラン」を引き続き実施するとともに、補助員、介助員、スクールカウンセラーなどの活用を図り、児童・生徒への教育支援の充実を図ってまいります。

それとともに、小中学校の学期制については、子供たちにとって最も適した学期制となるよう、時間をかけて検討していきたいと考えております。

学校施設の整備では、中央小学校の老朽化したプールの安全を考慮し、プール槽や外壁・フェンスの塗装工事などを行い、施設の環境整備を実施します。

また、学校給食センターでは、平成9年開設時から使用している給食配送車のふぐあいが多くなってまいりましたので、配送車の入れかえを行います。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、音楽フェスティバルやさわやか教室を初めとする町民各種講座を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供いたします。

青少年の健全育成では、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通じ、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係団体と連携し、夏休み少年少女教室やおもしろ科学教室などを引き続き開催いたします。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。町における歴史と文化財の魅力を町の資産と捉え、広くアピールすることにより、町民にも観光客にも町の魅力を十分に知ってもらい、活気にあふれた町となるよう推進してまいります。

歴史資産を生かしたまちづくり事業では、赤煉瓦倉庫・酒蔵・玉村八幡宮等を生かしたイベントやまち案内ガイドを引き続き行うとともに、赤煉瓦倉庫の国登録有形文化財の登録に向けた取り組みも進めてまいります。

また、町の歴史に親しむ歴史講座を引き続き開催するとともに、伝統的な祭りやイベントへの参加を促すため、年間を通して「玉村ふるさとわくわくスタンプラリー」を実施し、町の歴史や文化に触れる機会を提供してまいります。

芸術・文化活動の推進では、文化センターを活用し、多彩な芸術・文化事業を実施することにより、優れた芸術に触れ親しむ機会を提供し、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

なお、文化センターでは、平成5年開館からの老朽化により施設設備は改修時期を迎えております。中でも空調設備はふぐあいが多く、ホール運営に支障が生じておりますので、入れかえを行ってまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の推進です。引き続き、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民にスポーツに接する機会を提供し、町民の健康維持の増進を図ってまいります。

また、角淵のグラウンドゴルフ場では、新年度から指定管理者制度を導入し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

第3に自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」について

ご説明申し上げます。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての東部スポーツ広場や水辺の森公園、板井・根石公園、五料公園を適切に管理してまいります。板井・根石公園では、施設の整備を行い、町民が利用しやすい環境づくりを行ってまいります。

公園・緑地の充実では、北部公園を初めとする公園については、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。東部スポーツ広場では、遊具が老朽化しているため、入れかえを行い、施設の安全な維持管理に努めてまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進です。4月から環境基本計画の後期計画がスタートいたしますので、その計画に沿った施策を展開してまいります。地球温暖化の問題は、人類共通の課題として取り組まなければならない課題となっております。地域から地球温暖化を防止する取り組みとして、太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。

また、県では、平成26年度から里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、ぐんま緑の県民税により基金が設置されております。本町でも水辺などの森林環境を保全していくため、この基金を活用し、環境活動を行う団体の支援を行ってまいります。

次に、生活環境対策の充実です。公害のない良好な生活環境を維持するため、騒音測定や河川の水質分析を引き続き実施してまいります。廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の購入、古紙類の集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行ってまいります。

また、現在、粗大ごみの分解・資源化など、さまざまなごみ減量化に取り組んでおりますが、より一層資源化を進めるため、埋め立て最終処分をしているガラス陶磁器くずの資源化と木質ごみの燃料化を行い、最終処分量の減少とリサイクル率の向上を図ってまいります。

次に、防災対策の充実です。引き続き、自主防災組織の育成や企業とのさまざまな分野における災害応援協定の締結に取り組んでまいります。町民の防災意識の向上を図るため毎年実施している防災訓練では、町内の災害応援協定を締結している民間事業者などの参加により、災害時の相互支援体制の強化を図ってまいります。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、町内の木造住宅について、耐震診断者を派遣し耐震診断を実施するとともに、木造住宅の耐震改修費用の一部について、引き続き助成してまいります。

消防体制の充実では、常備消防業務について、引き続き伊勢崎市に委託し、玉村町の常備消防を確保いたします。

また、昨年度、玉村消防署の敷地拡張のため購入した敷地の造成工事を実施し、消防団員の訓練や消防署員の緊急時の対応など、消防活動の一層の充実を図ってまいります。また、第1分団の消防ポンプ自動車が20年以上経過することから、入れかえを行います。

次に、防犯体制の充実です。県内では刑法犯認知件数の増加や凶悪事件の発生など治安の悪化が深

刻な問題となっており、町内においても住宅を狙った侵入盗や車上狙いなどによる被害が多発しております。そのため、新年度においても防犯カメラを新たに4基設置し、犯罪の抑止を図るとともに、地域における自主防犯組織の活動を支援してまいります。

次に、交通安全対策の充実です。町内の昨年1年間の交通事故発生件数は224件で、対前年比では49件の減少となりました。引き続き交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢者や子供の交通事故防止のための啓発活動や交通安全教室、交通指導を行ってまいります。

また、新たな啓発活動として、交通安全宣言マラソン大会や危険を予知させる「スケアード・ストレイト方式」による交通安全教室を行い、交通事故の減少と防止を図ってまいります。

なお、東日本大震災の被災市町村においては、現在も復興事業が続いており、職員が不足している状況が続いております。被災地の一日も早い復興のためには、引き続き積極的な人的支援が必要なことから、平成28年度で4年目となりますが、引き続き本町の職員1名を宮城県亘理町へ派遣し、復興事業の支援を継続してまいります。

第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、道の駅玉村宿では、定期的なイベントを開催するなど積極的な誘客を図るとともに、町の観光資源等の情報発信と農業を初めとする地域産業の活性化を図ってまいります。なお、昨年5月のオープン以来、利用者数が伸び悩んでいる状況にあり、利用者の増加につながる改善に向けた検討が必要と考えております。町の発展と地域の活性化を担う施設であるため、職員とともに知恵を出し合い、利用者の増加に向けた取り組みを進めたいと考えております。

また、農業振興につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、5年に1度の農業振興地域整備計画の見直しが必要となりますので、これを新たに策定し、計画的な農地の保全と利用を図ってまいります。また、農業関係機関と連携して、野菜園芸農家など意欲のある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

次に、活力ある工業、魅力あふれる商業の振興です。企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転または増築する企業を支援いたします。

さらに、町内で創業するため、町指定の融資を受ける際に支払う保証料の2分の1と支払利子を補助する創業者融資事業により、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

また、町内の中小企業者がみずから行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して、県とともに支援してまいります。

安全・安心な消費生活の確立では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、地域の皆様との連携を深めながら振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺・悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野から力強く取り組んでまいります。その

ため、町消費生活センターにおいて、より充実した相談体制を構築するとともに、引き続き被害防止のための消費者啓発事業を積極的に実施してまいります。

次に、観光による地域振興です。年々人気が高まっている花火大会は、県内外を問わず多くの人が訪れ、夏の到来を告げる風物詩として定着しています。この花火大会を初め歴史資産などの観光PR活動や観光客の受け入れ態勢の整備を進め、ツアーなど独自の観光事業を展開するとともに、道の駅玉村宿を拠点として集客を図ってまいります。

さらに、道の駅を拠点とした電動バスの運行を行い、地域資源の掘り起こしや観光ルートの開拓を進めてまいります。

また、玉村町マスコットキャラクター「たまたん」を積極的に活用するとともに、さまざまな観光事業を通して町の魅力を全国に発信し、にぎわいと活力ある観光のまちづくりを進めてまいります。

第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、魅力ある市街地の形成では、人口減少に歯どめをかけるための定住促進対策として、文化センター周辺地区の土地区画整理事業に取り組んでまいります。新年度は、第1期の造成工事として、都市計画道路文化センター通り線の東側の地区を実施してまいります。

また、景観まちづくり事業では、景観計画の策定に向けた事前調査を実施してまいります。東毛広域幹線道路や高崎玉村スマートインターチェンジの開通などにより町内の社会環境も変化してまいりました。本町の貴重な自然資源と歴史資産を生かし、魅力ある景観を保全するとともに、住みたくなる町並みづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、機能的な道路網の形成です。東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道220号線や斉田上之手線の整備のほか、橋梁長寿命化も含めた道路整備については、引き続き事業の推進を図ってまいります。なお、平成16年から事業に着手し、平成26年度末に暫定開通しました斉田上之手線は、関連する玉村東西線を含め、新年度での事業完成を予定しております。

また、東毛広域幹線道路が開通したことにより、県央南部地域の連携がさらに必要となりますので、前橋与六分線の新橋の建設促進を引き続き積極的に行ってまいります。

公共交通の整備では、引き続き前橋市と共同により乗合バス路線を運行するとともに、町内を巡回する乗合タクシー「たまりん」を運行することにより、町民、特に交通弱者の日常の足となる公共交通を確保いたします。

水の適正利用と上水道の整備では、上新田及び下新田地区、川井地区、上福島地区の老朽管の更新など管網整備を進めるとともに、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業では、下新田及び福島地区、特環公共下水道事業では、斉田及び川井、飯倉、五料、下之宮、箱石、南玉地区等の管渠築造工事を実施し、平成28年度末の普及率78%を目標に積極的に整備を進めてまいります。また、雨水対策事業では、文化センター周辺地区の雨水排水施設の整備

を実施いたします。

なお、下水道事業特別会計では、平成27年1月、国から公営企業会計の適用の推進について要請を受け、新年度から公営企業会計への移行準備を進めてまいります。

最後に、協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、住民主体のまちづくり活動を推進するため、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心にNPOやボランティアなど、協働のパートナーである町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。現在、「ぱる」に登録されている団体は、70団体、個人は33人となっています。ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報発信、情報収集、情報交換並びにお互いの連携を支援するとともに、交流会を開催し、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、協働による活用を進めてまいりました岩倉自然公園水辺の森につきましては、住民参加型の自主活動により年間を通した森の四季を感じる行事や町民に親しまれる公園づくりが行われており、引き続き活動団体への支援を行ってまいります。

コミュニティの育成では、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一定期間、一定条件のもとに一般公開することにより、ガーデニング実践者のコミュニティの構築と新たな観光資源化を図るため、オープンガーデン事業を引き続き実施してまいります。

次に、地域間連携・交流の推進です。現在、友好交流都市となっている長野県山ノ内町や茨城県茨城町、群馬県昭和村と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携して交流事業を進め、それぞれの自治体との友好関係をさらに発展させてまいります。

また、連携協力に関する包括協定を締結した県立女子大学とも、これまでさまざまな分野で多くの成果を上げてまいりました。さらに、この1月には、上武大学と連携協力に関する協定が締結され、同大学とも学校教育、健康づくり、スポーツなどまちづくり全般にわたって積極的に連携協力を図ってまいります。国際交流の推進では、在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、次代を担う国際感覚豊かな広い視野を持つ青少年の育成を図るため、アメリカ・エレンズバーグ市への中学生海外派遣事業を引き続き実施してまいります。

次に、人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、広報活動の展開や講座・講演会活動の充実を図ってまいります。

次に、行政改革の推進です。地方公務員法の改正により人事評価制度が義務化され、平成29年度には任用や給与に反映させてまいります。そのため、地方公務員としての資質の向上を図るとともに能力開発や意欲の向上を図るため、能力評価や業績評価制度の本格導入に向けた研修に取り組んでま



います。

また、生活スタイルの多様化に伴い、役場窓口に出向くことなくコンビニエンスストアで個人番号カードを利用し、住民票などの窓口証明が取得できるコンビニ交付サービスを導入してまいります。これにより一部の窓口証明の取得場所がふえ、取り扱い時間も拡大され、窓口サービスの向上と個人番号カードの普及につながるものと考えております。

次に、健全な財政運営では、収納率の向上と企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、町内の公共施設や道路など都市基盤施設は、経過年数による老朽化により、改修などの更新時期を迎え、適正な配置と計画的な維持・改修が必要となるため、公共施設等総合的管理計画を策定し、財政負担の軽減と平準化を図ってまいります。

なお、「ふるさと納税制度」は、国の制度改正やインターネットによるクレジット決済の導入により、平成27年度の2月末時点で、寄附金額は1,005件で2,229万円となりました。玉村町を応援していただく寄附者の気持ちを大切に活用させていただくとともに、ふるさと納税制度の充実に努めてまいります。

平成28年度の予算編成は、大変厳しい財政状況の中、第5次総合計画及び都市計画マスタープラン、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進し、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めるため、重点分野に沿った編成を行いました。その結果、一般会計の総額は111億6,200万円となり、前年度当初と比較して4.8%の減少となっております。

歳入面では、前年度と比較して、その根幹となる町税収入について2.0%増の44億5,193万2,000円、地方交付税については4.2%増の12億4,000万円、地方債については、臨時財政対策債を5億1,590万円、文化センター周辺区画整理事業に3,480万円、道路橋梁事業に1億560万円、消防ポンプ自動車の購入事業に1,220万円を予定し、全体では前年度対比45.6%減の6億7,750万円を見込みました。また、財政調整基金の取り崩しは23.0%減の8億7,000円とし、財源確保を図りました。

歳出面では、人件費が5,046万円、扶助費が3,867万8,000円とそれぞれ減少し、義務的経費全体では44億8,893万1,000円、1.8%の減少となりました。また、投資的経費についても、中央小学校大規模改造工事の完了により前年度対比30.2%減の14億6,596万7,000円となりました。

なお、国民健康保険特別会計を初めとする6つの特別会計の予算総額は84億4,754万5,000円、企業会計である水道事業会計予算は9億199万2,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、前年度当初と比較して1.2%減の205億1,153万7,000円となっております。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

以上、平成28年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

新年度におきましても、依然として厳しい財政運営が予想されますが、限られた財源を効率的、効果的に活用し、安定した財政基盤を確立して、町政発展のため、全力で取り組んでまいりたい決意であります。

町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援とご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げております平成28年度予算案を初め、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を明日午前9時までに議長に提出してください。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。再開は11時からです。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

## ○日程第6 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第8号））

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第8号））、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第1号 平成27年度一般会計補正予算（第8号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年2月10日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、新年度から第4保育所の調理業務を直営から業務委託への切りかえを予定し、切りかえ準備に相当の日数がかかることから、債務負担行為の補正をさせていただいたものでございます。

現在、各保育所で調理業務を行う調理員につきましては、正規職員の採用を控え、臨時職員を募集し採用を行っております。退職等に伴う欠員の補充については、慢性的な人手不足により、人員の確保が困難な状況となっており、派遣会社の派遣社員に頼らざるを得ない状況にあります。また、派遣

社員の短期休暇の対応についても人員の確保が難しい状況となっております。

今年度末には、嘱託職員等の退職や派遣社員の契約期間が切れることにより、保育所1カ所分(4名)の調理員の欠員が生じる予定となっております。今後、安定的に調理業務を行い、安全に給食を提供していくためにも、直営から業務委託への切りかえを予定したものでございます。

調理業務委託に当たりましては、児童の安全や食育、衛生面、栄養面などの質を確保して、業務を継続的、安定的に行ってまいります。また、委託先の調理業務従事者へは、定期的な衛生面及び技術面の教育、または訓練を義務づけるなど、入所児童にとって安全で安心できる給食の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今回の専決処分につきましては、議会に対して説明が不十分であったことを反省しまして、今後は議会と協議をしてから実行するかどうかを判断してまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

[6番 備前島久仁子君発言]

◇6番(備前島久仁子君) 経常収支比率が高くなっている玉村町で、今後、固定費の削減をどうしていくとかということは課題だと思っております。そのために、今まで嘱託職員で賄っていたような業務を徐々に民間に委託していく必要性も認めるところであります。

しかし、嘱託職員が年末でやめることを既に承知でありながら、調理業務を民間に移行していく順序ですとか時期、そうしたものを委員会や議会に今まで報告も一切ありませんでした。今回、このように専決処分を済ませて、予算の承認だけを議会に求めるというような案件にとられても、それは仕方のないことだと思っております。

調理業務を民間へ委託していくという説明をなぜ今まで議会や委員会でそれを報告してこなかったか、それをまず伺います。

◇議長(高橋茂樹君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 齋藤修一君発言]

◇子ども育成課長(齋藤修一君) 調理員の補充につきましては、1名の方が退職されるということは、こちらのほうで把握しておりましたが、再任用という形の雇用もありまして、そちらの確認をするのがおくれたということで、時期的にこの時期になってしまったということで、こちらは大変反省しております。

◇議長(高橋茂樹君) 6番備前島久仁子議員。

[6番 備前島久仁子君発言]

◇6番（備前島久仁子君） 調理業務を民間に委託していくという計画は、以前からあったのではないかと思います。ばたばたしていて職員の手配がつくとかつかないとかということとはまた別に、その調理業務を民間に委託していくという計画は実際にあったわけですね。そういう計画性を委員会なり議会なりに全くの説明がなかったわけです。その説明をどうして今までしなかったのか、それにはまた予算がついてくるわけでありますので、そうしたものを少しずつ説明がなかった理由を聞いているのであります。

そして、専決処分にしたということでありまして、なぜ専決処分にしたのか、その2つをもう一度伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、反省のほうはしております。

その経緯なのですが、以前、学校給食センターのほうがやはり調理業務のほうを民間委託にしております。町としましては、方向としましては、先ほどから申し上げているとおり、そういうやはり安全安心の食事を安定的に供給するためには、このような業務につきましては業務委託をしていくというような、実は方針はある程度立てております。その辺を議会の皆様方にもう少し詳しく説明しなければいけなかったということは、先ほどから申し上げているとおり、反省のほうはしております。これからはしっかりと皆様と相談していきながら、こちらのほうを行っていくかどうかということを決めていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 備前島議員、今回の質問については、専決をしたということについての質問をしてください。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 専決処分ということでありましてけれども、この議員必携の中を見ましても、専決処分が議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合にかわって行う制度であるというふうに書いてあります。議会は、承認をして、そして予算をとるというその権限があります。議会に初めて諮って、そこで承認されるという議会にはその権限がありますけれども、それを長がやむを得ない場合にかわって行う制度であるというふうにはっきり書かれております。そして、そのやむを得ない場合というのはどういうときかということ、災害時などの本当に緊急性を要するとき、そのことに限定しているのです。そして、町村議会においては、前日に告示して議会を開くこともできるのだから、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は、町村ではめったに起こり得ないとはっきり書いてあるのです。そうした専決処分は、今回の場合は、時間的な余裕もあったと思いますし、前日に招集して臨時議会を開くこともできます。ですから、専決の処分をしたということに限って、やはりなかなか残念であるなというふうには思っております。

ましてや、これから保育所の調理を民間委託していくことへの先駆けとなるわけでありまして、なか

なか理解が得られない一方的な方法で進めることが果たしてうまく理解されるのかなということが残念でならないのですけれども、もう一度、その専決処分をしたということの日程的な問題、そして反省はしているようではありますけれども、本当に議会の招集する時間がなかったのかどうか、それが専決という結果になったわけでありますので、そのことを問いただしたいと思いますが、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。

ただ、我々が専決したまず目的としましては、何とかこれを継続的な給食を第4保育所の児童のために何とか継続をしていきたいという一念でありました。それで、その時間的な余裕ということであります。条文では、1日あれば招集もできるというふうにはありますが、非常に現実的な話を申し上げますと、臨時会をやった後に、すぐにまた臨時会を開くというようなことは、私どもとしましては余り好ましいことではないというふうな考え方のもとに、2月8日の臨時会の後、2月10日に専決処分をさせていただいたということであります。その辺をその2日間で、次の臨時会をとすることは、かなり実務的には厳しい状況でありました。

しかも、4月1日から給食を供給するためには、やはり業者選定に要する時間と日数ですか、そちらのほうがぎりぎりのところで、やはり10日でないとはだめだったということでありまして、専決処分をさせていただいたということでありますので、その辺のご理解を願いたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 専決についてお伺いします。初めての言葉なのですが、辞書を見ますと、専決というのは、その人だけの意見で決めること、また勝手に決裁することというふうには書いてあるのですが、非常に重要な決定だと思うのですが、その辺、今、総務課長から話がありましたけれども、町長としてこういう決定するときには、自分でいろいろ考えたことがあるのですが、その辺ちょっとお聞かせください。専決決裁をすることに対してどのようにお考えになったかお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） お答えいたします。

私、就任して間近でありまして、この専決に関しては、果たして議会に通してやる時間的な余裕とか、その辺の判断がつかなかったというのが一つでありますし、私自身、議会運営に関する知識が乏しかったということで、まことに申しわけなかったと思っておりますけれども、内容といたしましては、生徒さんのその給食を何とか滞ることなしにやらなくてはいけないということが真っ先にあった

ものですから、議会の本当に時間的な余裕とかというものを検討することなしにやったということは事実であります。

ただ、議会の運営に関しまして、どんどん必要なことは議会を開いてやればよいということでありますけれども、私といたしましては、多少、どういうことで議会をどんどん招集していいのかということで、ちょっとちゅうちょすることがあったという気持ち的なものがありました。ですので、その辺を議会運営には、法律といいますか、規則が満足すればどんどんやっていいということで、今回理解したわけですが、そのようなちょっとした遠慮といいますか、その辺と給食は一日も早く確実に提供できるということで、この今回の緊急性ということの意味を解釈して専決にしようというふうに踏み切ったわけですが。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 専決については今まで話が出ているので、そのとおりだということで理解していただいて、しっかり頑張っていたいただきたいと思うのですが、一応、内容をちょっと確認で、ちょっと質問をさせていただきますが、契約期間が4年で実質は3年間という形というふうになったということの検討の内容事項、それから事業者の選定の状況とか、4月1日から実施ができるのかどうかの確認とか、その辺のところをお聞きしたいと思いますので、この専決行為をした後の経過をご説明ください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） まず、3年から4年になったことというご質問でございますけれども、これは実質は3年間の契約ということであります。ただ、その準備に係る期間がこの2月10日から3月31日までの間で準備をしていただくということがありますので、その部分が3年プラスということになります。それはあくまで準備期間の話でございます。内容的には3年ということで、債務負担行為のほうでお願いするということになると思います。

それから、今後の業者選定の経緯といいますか、予定なのですが、既に業者選定のほうには入っております。まず、要するに業者を決めるための会議のほうは既に終わっております。3社の指名競争入札ということで行いたいというふうに思っております。近々入札のほうは行われる予定になっております。

業者が決まりましたら、即契約のほうをしまして、準備のほうを進めていただきまして、4月1日からの業務に間に合うような人員のほうを配置していただくという予定になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） まだ、入札がこれからということですので、4月1日から実施になるための業者の詰めですか、安全の確保とかそのようなものについては大丈夫でございましょうか。結構そういう部分が時間かかるのではないかという形があるかと思えます。

また、初めて委託業務をするということについて、まず3年間としたのはどういう、3年間という理由です。それから、今、これは第4保育所で人員の確保の難しさからされたということですが、他の保育所ですか、4つありますが、その辺についても今後の方向性ですか、その辺についてお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 業者の選定につきましては、庁舎内にある入札審査会のほうで2月23日に3社の指名業者のほうを選定をさせていただいております。そして、入札のほうが3月7日に入札、改札を予定しているところでございます。

それと、今後、ほかの保育所にも業務委託していくかということでございますけれども、今現在いる正職員、それと臨時職員等の退職等の人員の配置等を考慮しながら、できればこの第4保育所の事例を見ながら、ほかの保育所のほうも時が来れば業務委託していきたいというふうには考えております。

債務負担行為の契約期間が3年ということでございますが、専門的な調理師等の人員を確保していただくということで、ある程度年数を決めて委託しないと、業者のほうも1年間だけではちょっと厳しいというようなことも言われておりましたので、総務課のほうと……今後は、また議会のほうと相談しながら実施のほうしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 業務委託を受ける側からすれば、やっぱり1年ではなくて複数年、できれば3年ぐらいが安定しているのかなということ考えてなのかなと思ったのですが、そういうことなのかなというふうに理解いたします。

それから、今回、業務委託することになった形で、第4保育所のほうで給食をつくっていた、従事される方、全員やめるわけではなかったと思いますので、その方々の、退職される方以外の身の振り方とか、その辺の手当てについてはどのようなことで考えておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 齋藤修一君発言〕

◇子ども育成課長（齋藤修一君） 退職される方が1名、そのほか嘱託職員が2名、それと派遣職員が1名という形で第4保育所は調理のほうを行っておりましたが、退職される方は、今度業務委託を

される業者のほうでうまく話がつけば、そちらのほうに再雇用をしていただくような話もできるかと思っておりますし、残っている2人の嘱託職員につきましては、ほかの保育所でまた不足が発生いたしますので、異動というような形で人事のほうに行いたいというふうに考えております。また、派遣職員の方については、3月で雇用が切れますので、契約の継続をしないというような形をとらせていただいております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 私からも一言だけ質疑を申し上げたいと、こう思っております。

今までの話を聞いていますと、齋藤課長におかれましては、従来の方はまた再雇用で派遣のほうに使ってもらえばいいと、だったら何もやめる必要はないのではないのかなと思いますけれども、それと同時に、町長、あるいは高井課長、お三方につきましても、私から見ると、既にこの案件が承認をされることを前提に話しているような気がする。もちろんそうなのです。承認をされるか、されないかにかかわらず、専決という町長の処分は、議会で決裁したのと同じだけの効力を持って今後業務を進めることができるのです。ですから、町長の専決、まさに字のとおり、議会より先に決めてしまうのだから、その専決に対する重さというものを課長含めてもう一度しっかりと認識をしていただきたい。しかも、万が一、この席でこの案件が承認されなかったらどうするのですか。ちょっとお答えください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 議員さんの厳しいご指摘を受けました。最初からこれを前提にということは、申しわけありませんが、先ほども申し上げているとおり、安定的、継続的に給食のサービスの提供をしていきたいという一念でありましたので、その辺のほうはぜひご理解をいただきたいと思えます。

この執行の仕方につきまして、やはり反省すべきところは多くありまして、その辺のことは十分これからも生かして、過去にもあったことも承知しておりますが、これからもそちらのほうは生かして、このようなことがないようにしていきたいというふうに思っております。

この承認いかんの件につきましては、私としましては、少ない時間ではありましたが、常任委員会の皆様方に説明をさせていただいたこともあります。私としましては、万全な説明をこの短い期間でさせていただいたというふうに考えております。ぜひその辺を考慮いただきまして、承認していただきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。



〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 問題は、未承認だった場合に、それでもなおこの事業については粛々と実施をしていくと、こういうお答えですよね。こっくりしてくれる。そういうお答えですよね。ですから、私としては、それはそれで結構、これは専決というのはそのくらい重い大きな力を持っている。本来は、町村長と議会との間の調整をするための専決なのですよね、これは専決というのは、いろいろな事態が生じる可能性がありますから、ですから私が危惧するのは、承認をされなかった場合に、粛々と予定どおりに事業を進める。その場合にやっぱり問題が残るのです。そのことに対する議会の承認を得ないのに事業を進める。道義的な責任、あるいは政治的な責任、こういうものも当然発生してくるのだよね。町長の主体的な、主観的な強い意志によってこれは決定されたのだと思いますけれども、改めて専決の重みという観点から、もちろん九州では専決を乱発した町長もいましたから、余り言えませんけれども、専決の重みということについて、もう一度町長には思いを聞かせていただきたいと、こう思うわけでありますが、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいまご指摘いただきましたように、専決の処分ということは、法律で決まっておりますけれども、それに適用するかどうかというのは、非常に重い意味がありますし、その前にやるべきことをきちっとやって、なおかつ限られた状況の中で専決処分というのをお願いするということでもありますので、今後に際しましては、十分議会にご説明いたしました上で、専決処分をせざるを得ないような場合に、これを行いたいというふうに思っておりますが、今回の件に関しましては、もうこういう形をお願いしてありますので、ぜひともご承認いただければ幸いですし、もし承認されなかった場合でも、ちょっと内容の緊急性に鑑みまして、その実際の作業をさせていただきたいというふうに思っております。今後のことにつきましては、今お話ししましたように、十分注意をしまして行っていきたいと、このように考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） この専決処分は、平成27年度予算の債務負担行為の専決になるわけです。債務負担行為というのは、いわゆる年度にわたって約束をするわけです。要するに月賦で買うみたいな感じの、将来の負担を約束するという専決になるわけです。一般論として、専決が、しようがないというのは、給食センターのかまが壊れたとか何かが急に不足して、緊急に購入しなければならなかったというのならわかるのですけれども、この債務負担行為は、向こう3年間にわたって要するに負担をする約束をするという専決処分であります。したがって、政策の転換になるわけです。その政策転換を議会に何ら相談がなく、町長の一任で専決をするということは、まさに議会軽視、議会

無視に当たるし、場合によっては違法性すらあるというふうな指摘も一部には出ています。

結局、債務負担行為の専決というのは、私は理論上あり得ないと思うのですが、そして171項で、次の場合は、地方公共団体の長はその議決すべき事件をすることができる。そして、その条件として、地方公共団体の議会が成立をしないとき、そこで続けてお尋ねするのですが、議長に議会を開いてほしいという要望はされたのですか。それで、議長のほうから断れたと、そういうことであれば、これはしようがないわけですがけれども、聞きもしないで遠慮したとかなんて言われて、その給食を安定供給をするのだという理由の中で、要するに政策転換を専決でやっていくというのは、どうしても納得がいかないのですけれども、その辺についての町長のご見解をお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 議長に対してはこの件に関しては、議会を開くというようなことをお願いしてはなりません。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） それから、宇津木議員さんおっしゃられております政策転換ということでもありますけれども、最初に私も申し上げましたとおり、給食センターにおきましてもその辺の業務委託のほうを、これにつきましては1年以上かけて議会の皆様方にご説明をさせていただきながら、業務委託という方向に今もなっております。その辺を我々としましては、最初に申し上げましたとおり、それと同様な町の方針ということで、業務委託のほうに進んで、それから定員管理の問題につきましても、定員管理をできる限り適切に行っていきたいということも含めて、町のほうとしましては政策転換というふうなことでは捉えていないという状況でありまして、そこで専決処分をさせていただいたということでもあります。

あくまで補正予算の専決処分ということでもありますので、その辺は今までもやらせていただきました中の一部というふうな考えてしまいまして、専決処分をさせていただいたということでもありますので、ご理解いただきたいというふう思います。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 私は、専決処分のできないものを専決してしまったというふうに、これは指摘をせざるを得ないのです。緊急かつやむを得ない場合ということですがけれども、先ほど聞きましたら議長に議会の開催も要請もしていないし、相談もしていないということですから、議会が成立をしないというその前提は、議会を無視したと、独断で決裁をしたと、議会の承認を得ないで専決して政策転換を行う、こういうふうに指摘をしなくてはならないのですけれども、高井課長にお伺いするのですが、専決処分のその条文というのは、詳しく読んで熟知されていると思うのですけれども、

改めてこれは違法ではないかと指摘するのですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 長の専決処分につきましては、地方自治法のほうの179条のほうで規定をされております。平成16年に、やはり先ほどからちょっと話題になっております、ある市のほうで専決処分を乱発したような事件があったことも多分考慮してだと思っておりますけれども、国が地方自治法の変更のほうをして、平成16年に変えております。そちらのほうの条文も私も読ませていただきました。議員さんがおっしゃるように、1日でもあれば議会が開けるといような条項といえますか、解釈のことも私は読ませていただきました。その辺で確かに反省すべき点はあるということでおわび申し上げているところでございますが、実質的に、先ほども申し上げましたとおり、数日間、1日、2日間で議会のほうを開催をお願いするということは、余りにも忍びなかったというふうな我々の解釈のもとにやらせていただいたことでもありますので、ぜひその辺のことを理解していただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君登壇〕

◇13番（石川眞男君） 今回の専決に関して、承認するかということですがけれども、私は承認しないという討論を簡単にさせていただきたいと思ひます。

角田町長におきましては、最初の大きな議会でこういった形で私が討論の席に立つとは思ひもありませんがけれども、今後とも本当に玉村町のために、私もともに努力していくつもりですので、そういう意味で討論をさせていただきます。

やはり今の議論を聞いていました。それから、特に3年間の債務負担行為を、それを4,270万円に及ぶその金額は、専決ですのような性質のものではないということが言えるかと思ひます。そして、緊急性の問題でもありますけれども、これも緊急性があったと執行は言うけれども、しかし臨時議会が開けない状況でもなかった。そして、専決処分のその重要さを考えたとき、やはりこれは専決処分ですべきではなかったし、そして執行の皆さんが今回のことに対して反省の弁を聞いたとき、これが専決を認めてしまうと、議会が単なる追認機関になってしまうのではないかという感じが非常にするわけです。そういう意味において、今回の専決処分に対して認められないという形で反対の討

論とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（高橋茂樹君） 起立少数であります。

よって、本案は承認しないことに決定しました。



## ○日程第7 議案第5号 玉村町行政不服審査会条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第5号 玉村町行政不服審査会条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第5号 玉村町行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

行政庁の処分に不服がある場合の手続を定めた行政不服審査法が平成26年6月に全部改正され、平成28年4月から施行されるに当たり、不服申し立ての審理方法、審査請求の審理が改正され、審理員の意見書を調査する第三者機関を設置することが制度化されたため、その必要事項を新たに条例で定めるものでございます。

改正の行政不服審査法では、公正な手続のもとという目的達成のために、審理員という制度を定め、審理の公正性を確保し、さらに審理員が審理し作成した意見書を調査するため、執行機関の附属機関である行政不服審査会を設けることとなりました。このことを受け、町では、玉村町行政不服審査会を設置することとし、条例において、審査会は5名以内の委員で組織することや、委員の身分や任期、委員報酬等を定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 玉村町行政不服審査会条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第8 議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

○日程第9 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第8、議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について及び議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案を一括議題としたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第6号及び日程第9、議案第7号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について及び議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、一括にて提案説明を申し上げます。

初めに、議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査において審理手続及び調査審議手続での提出種類、資料等は今まで閲覧のみ可能でありましたが、写しの交付も求めることが

できるようになったため、写しの交付を受ける際の手数料の納付や減免についての事項を新たに定めるものがございます。

主な内容として、手数料は、白黒で複写したものが1枚10円、カラーで1枚50円の実費をいただくこととし、経済的困難な人に対しては、手数料の減額や免除することができることとします。

続いて、議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。行政不服審査法の改正に伴って生じた名称等の変更による語句の改正、条項の整理、その他必要な事項の改正を行うものですが、一部改正を要する既存の条例が5件あるため、一括の条例にて整備を行うものがございます。

一部改正する条例は、玉村町行政手続条例、固定資産評価審査委員会条例、玉村町情報公開条例、玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例及び玉村町個人情報保護条例の5つで、主な改正点は、玉村町行政手続条例では語句の改正を行い、固定資産評価審査委員会条例では、語句の改正、条項の整理や手数料の額等に関する項目の追加、玉村町情報公開条例では、語句の改正や審理員による審理手続に関する規定の適用除外項目の追加、玉村町情報公開・個人情報保護審査会条例では、語句の改正や提出資料の閲覧等に関する項目の改正を行い、玉村町個人情報保護条例では、語句の改正や審理員による審理手続に関する規定の適用除外項目の追加を行うこととなっております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

なお、日程第8、議案第6号及び日程第9、議案第7号の2議案の質疑、討論、表決につきましては、議会最終日に総務常任委員会に付託となりました議案第5号 玉村町行政不服審査会条例の制定についての委員長報告と質疑、討論、表決を行った後に行います。



## ○日程第10 議案第8号 玉村町職員の退職管理に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第8号 玉村町職員の退職管理に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第8号 玉村町職員の退職管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方公務員法が大幅に改正され、平成28年4月1日施行されます。この改正の中で職員が退職し、営利企業等に再就職した場合、退職前の一定期間についていた職務に関し、現役職員に対して働きかけ等を退職後2年間禁止すること、現役職員は、再就職者からの働きかけに応じてはならないことが定められました。このことに伴い、再就職者からの働きかけ規制の円滑な実施と退職管理を適正に行うためには、その基本となる再就職先の情報を得る必要が生じます。そこで、本案は、管理職にある

職員が退職し、営利企業等に再就職した場合に、離職後2年間は任命権者に規則で定められる事項を届け出ることを義務づける内容となっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第11 議案第9号 玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第11、議案第9号 玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第9号 玉村町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法が一部改正されたこと及び行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容を申し上げますと、公表する事項に人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び先ほどご審議いただきました退職管理の状況を新たに追加するもので、このほか引用条項の字句整理を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 12 議案第 10 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 12、議案第 10 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 10 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらの条例改正につきましても、地方公務員法が改正されたことに伴い、降給の手続及び効果を条例化する必要が生じたため、提案させていただくものでございます。今回の地方公務員法の改正で、降任について定義づけがなされました。このことで、降給とは何で、どういうときに降給すべきかが明確化され、降給の種類や降格・降号する際の事由につきまして定めることとなりました。

具体的には、第 1 条及び第 2 条では、今回定める降給の字句を入れ、第 1 条の 3 を追加し、降給には下位の職務の級に変更する降格と同じ級の下位の号級に変更する降号を定めます。

続いて、第 1 条の 4 を追加し、降格となる事由として、人事評価や勤務の状況を示す事実を照らし



て成績がよくないと認められる場合や職務の級に分類される職務を遂行することが困難と認める場合、心身の故障や適格性の欠如と認められる場合が該当となります。

第1条の5では、降号となる事由として、人事評価や勤務の状況を示す事実を照らして成績がよくないと認められる場合や職務の級に分類される職務を遂行することが困難と認められる場合において、必要と認められるときに該当となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第13 議案第11号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第13、議案第11号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第11号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の当該改正箇所の引用条項である第24条第6項が同条第5項に変更されたことに合わ

せて改正を行うものでございます。内容に変更はありません。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時半より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○日程第14 議案第12号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

○日程第15 議案第13号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第16 議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、議案第12号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてから日程第16、議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についての3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第12号から日程第16、議案第14号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第12号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正、議案第13号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正までの議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第12号及び13号につきましては、平成27年度の群馬県人事委員会勧告が職員の勤勉手当を0.1月引き上げるものであったことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましても勧告の趣旨を尊重し、職員同様の引き上げを行うものでございます。

具体的には、改正条例の第1条で平成27年度の期末手当を0.1月分引き上げ、同じく第2条では、この引き上げ分を平成28年度から6月支給、12月支給とも0.05月ずつ平準化して振り分ける内容となっております。また、現在の教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行前から在職しているため、同法附則第2条第1項の規定により、この条例による改正後の第2条の2の規定は適用せず、廃止した旧玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正し、適用することとなります。

なお、期末手当の引き上げは12月支給分に適用するため、当該引き上げで生じる差額は、平成28年3月中に支給する予定です。

続きまして、議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年度の群馬県人事委員会勧告に伴い、給料表、勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

まず、第1条の改正をご説明いたします。給料表の改定につきましては、民間との較差を解消するため給料月額を平均0.3%引き上げる内容となっております。勤勉手当につきましては、民間が公務員の支給月数を上回っていたため、それに見合うよう勤勉手当の支給月数を0.1月、再任用職員にあっては0.05月引き上げ、年間4.2月とするものでございます。

なお、給料表の見直しについては、平成27年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当についても12月支給分に適用するため、それらの差額を平成28年3月中に支給する予定です。

続きまして、第2条をご説明いたします。第2条の施行期日は、平成28年4月1日となります。内容といたしましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項及び字句の改正並びに別表第2として、

級別標準職務表を定めるもののほか、行政不服審査法の改正に伴う法律番号及び引用条項の改正となります。また、期末勤勉手当支給時の役職加算率の3%引き上げと第1条の改正関係でご説明いたしました勤勉手当の引き上げに関連いたしまして、平成27年12月に引き上げる0.1月、再任用職員にあっては0.05月の支給月数を6月期、12月期とも半分に当たる0.05月、再任用職員にあっては0.025月分として平準化するものでございます。このほか勤勉手当の引き上げに伴い、特定幹部職員に適用する1.5%減額措置の規定による減額率の改正及びその適用期間を平成30年3月31日までと定める改正になります。

続きまして、第3条につきましては、国に準じて給与制度の総合的見直しを実施し、給料月額を平均2%引き下げる内容となっており、施行期日は平成28年4月1日となります。

第4条は、給与制度の総合的見直しの実施に伴い、平成18年の給与構造改革の現給保障を平成28年3月31日で終了とする改正となります。

なお、附則第5条におきまして、今回の給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年3月31日までの間、経過措置が定められており、改正後の給料額が改正前の平成28年3月31日の給料額に達しない場合、その差額に相当する額を給料として支給する内容を定めております。

玉村町におきましても、これらの群馬県人事委員会勧告を踏まえた改正を行い、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第14、議案第12号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第14号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 17 議案第 15 号 玉村町税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 17、議案第 15 号 玉村町税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 15 号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 27 年度地方税法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日施行に伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、平成 26 年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。

今回の改正は、納税者の申請による徴収の猶予、換価の猶予、職権による換価の猶予制度を定めるもので、地域の実情を踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項について条例で定めるものです。

玉村町において条例を定めるに当たり、国税の基準を緩和または強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定といたしました。

次に、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われたため、条例改正をさせていただくものです。

内容といたしましては、町民税及び特別土地保有税の減免手続において、個人番号の記載を不要とするものでございます。

以上が主な条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 18 議案第 16 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 18、議案第 16 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 16 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

平成 28 年度より後期高齢者医療保険料収納業務を税収納業務と一元化することに伴う条例改正でございます。現在、普通徴収に係る保険料の納期のうち、12 月の納期が後期高齢者医療保険料のみ 12 月 31 日までとなっており、国民健康保険税と介護保険料に合わせて納期を 12 月 25 日までと統一するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 19 議案第 17 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 19、議案第 17 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 17 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では、群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては 6 年以内、設備資金については 8 年以内と定めております。

12 月議会において、中小企業信用保険法の一部改正により、同条例を一部改正しました。その際、条例第 2 条第 1 項第 1 号を修正しましたが、同条第 1 項第 2 号と内容が重複しているため、同号を削除する必要が生じました。群馬県小口資金促進制度の要綱の改正に合わせ、条例第 2 条第 2 号に、玉村町暴力団排除条例第 2 条に定める排除対象者等を追加する必要が生じました。

国内の景気も回復傾向にはあるものの、中小企業にとってはいまだ厳しい状況が続いているのが現状でございます。そのような状況の中、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、融資期間の延長ができる特例措置が来年度もさらに 1 年間継続実施されることとなりました。また、条例第 3 条の規定を当面適用しない旨を群馬県信用保証協会より連絡がございましたので、附則第 4 項に追加します。これらは、群馬県小口資金促進制度の要綱の改正に合わせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第20 議案第18号 玉村町勤労者住宅資金融資促進条例の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、議案第18号 玉村町勤労者住宅資金融資促進条例の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第19号 玉村町勤労者生活資金融資促進条例の廃止についてご説明申し上げます。

条例の概要を申し上げますと、勤労者生活資金融資促進条例では、町内に居住する勤労者の生活に必要な資金の融資で、融資限度額を1世帯200万円以内とし、融資期間を5年以内と定めております。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇町長（角田紘二君） 議案第18号 玉村町勤労者住宅資金融資促進条例の廃止についてご説明申し上げます。

条例の概要を申し上げますと、勤労者住宅融資促進条例では、町内に住宅の敷地または住宅の建設及び取得もしくは増改築をする勤労者に対しての融資で、融資限度額を300万円以内とし、融資期間を20年以内と定めております。現在、金融機関等の独自融資の充実や低金利もあり、また利用者もいないため、このたび条例を廃止することといたしました。

よろしくご審議、ご議決をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第21 議案第19号 玉村町勤労者生活資金融資促進条例の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、議案第19号 玉村町勤労者生活資金融資促進条例の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第19号 玉村町勤労者生活資金融資促進条例の廃止についてご説明申し上げます。

条例の概要を申し上げますと、勤労者生活資金融資促進条例では、町内に居住する勤労者の生活に必要な資金の融資で、融資限度額を1世帯200万円以内とし、融資期間を5年以内と定めております。現在、金融機関等の独自融資の充実や低金利もあり、またここ数年、利用者もいないため、このたび条例を廃止することといたしました。

ただし、現在1名の方が融資を利用していますので、融資を受けている方が不利益とならないように、平成27年度以前に融資を受けた場合は、この条例が廃止となっても効力は有することと経過措置を設けるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）

○日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 4 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 2 2、議案第 2 0 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 2 7、議案第 2 5 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 4 号）の 6 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 2、議案第 2 0 号から日程第 2 7、議案第 2 5 号までの 6 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第20号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4億736万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を121億5,699万7,000円とさせていただくとともに、繰越明許費及び地方債の追加等をさせていただくものでございます。

それでは、主な補正内容についてご説明申し上げます。まず、歳入につきましては、個人町民税及び法人町民税が景気回復の影響により増収となり、町税全体では5,000万円増額の見込みとなりました。また、地方交付税についても普通交付税の確定により2億308万2,000円の増額となりました。

一方、国・県支出金につきましては、地方創生加速化交付金1,700万円、情報セキュリティ強化対策費補助金795万円を計上し、都市再生整備補助金を762万4,000円増額させていただきました。そのほかは事業費の確定等によるもので、全体で8,853万円の減額となりました。地方債についても事業費の確定等により3億1,560万円の減額となる見込みでございます。

続いて、歳出の主なものですが、総務費では、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略による取り組みで、玉村グルメ開発農業振興雇用創出事業として1,700万円計上いたしました。事業の内容は、町内で生産された野菜、豚肉などを原材料とし、上野村の農産物加工センターでレトルト食品「玉村カレー」を製造し、道の駅玉村宿や町内外のスーパーでの販売を段階的に進めてまいりたいと考えております。食によるまちづくりで交流人口をふやし、雇用の創出を図ってまいります。また、OA推進事業では、マイナンバーによる情報連携で活用する行政ネットワークパソコンのセキュリティ強化を行うため、機器の改修等を行う委託経費として2,160万円を計上いたしました。

次に、土木費では、土地区画整理事業区域周辺の住宅の環境整備を行う都市再生整備事業に国の交付金が増額されたため、工事経費として4,200万円を計上させていただくものでございます。都市再生整備事業を前倒しで実施してまいります。

その他については、年度末ということで、全体的には事業費の確定、入札差金及び各種経費の節約等による減額でございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は2億7,000万円が減額となり、今年度は8億5,600万円を取り崩すこととなりました。これにより、平成27年度末の財政調整基金残高は約13億5,000万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加ですが、先ほど説明いたしました玉村グルメ開発農業振興雇用創出事業、OA推進事業のほか、小規模農村整備事業、斉田上之手線や町道220号線の道路改良事業、文化センター周辺まちづくり事業（都市再生整備計画事業）など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第21号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億575万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,436万1,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、国庫支出金を4,056万円、繰入金7,032万5,000円、諸収入を2,500万円増額し、国民健康保険税を3,000万円減額するものでございます。

歳出の主なものとして、一般被保険者療養給付費、療養費、高額療養費の不足が見込まれるため、保険給付費を5,528万円、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の不足が見込まれるため、共同事業拠出金を4,646万6,000円、諸支出金の一般会計繰入金を394万4,000円増額するものでございます。

議案第22号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算の総額から歳入歳出それぞれ259万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,632万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を給付実績等の見込みからそれぞれ減額いたします。

歳出につきましては、地域支援事業費の執行見込みによる減額が主なものでございます。

議案第23号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,080万円を減額し、総額を14億5,195万円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、使用料収入及び国庫補助金が予算計上額に対し増額見込みとなったこと、事業確定による建設費の減額及びこれらに伴う起債予定額の変更でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明します。歳入については、下水道使用料を1,105万1,000円、国庫補助金を2,240万円、県補助金を475万円、それぞれ増額するとともに、受益者負担金を110万1,000円、繰入金を1,900万円、下水道事業債を8,890万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を164万3,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を234万4,000円、公共下水道建設費を356万8,000円、特定環境保全公共下水道建設費を6,315万3,000円、利子償還金を9万2,000円それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費ですが、公共下水道変更認可設計事業ほか5事業の総額1億1,262万

9, 000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第24号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ662万1,000円を減額し、その総額を45万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、事業費の確定により減額させていただくものでございます。

まず、歳入ですが、平成26年度から繰越金を8万1,000円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、地方債の利子が確定したため662万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第25号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案は、収益的支出の予定額を4万円増額し、その総額を5億5,542万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、群馬県人事委員会勧告に基づく職員給与費の調整で、給料を6万円、手当を17万円、それぞれ増額し、法定福利費を19万円減額するものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第22、議案第20号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第9号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 77ページなのですけれども、文化センター周辺の事業について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

この中で15番の工事請負費ということで、減額だから結構なのですけれども、全協のときに土の購入というふうな話聞いたと思うのですけれども、もう少し具体的なちょっと事業内容をお話してください。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在、文化センター周辺、第1工区、文化通り線から東側でございしますが、粗造成をさせていただいています。農地の泥だとやはり住宅を建てるにはちょっと支持力が弱いということで、30センチカットをさせていただいています。それで、そのかわりに違う泥を入れていますので、その入れかえる泥を購入する予定でございました。それが広幹道の掘削した泥が山になっていたり、あとは下水を掘った残土とかをもらうことができまして、今回1工区に関するカットして入れかえる泥について、購入する予定でありましたが、それが全て賄えたということで、

今回補正減ということできさせていただくというものでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 買わなくて済んだということはもちろん結構なのですが、私もひととき地耐力が弱い、よく何か平米10トンぐらいないとその地耐力というのは、上へ住宅が建ったときなんていうので支障が起きるのではないかと、これから住宅建設が始まったりして、それぞれの建物について、また基礎でどんなふうな工法がとられるのかわかりませんが、それには今の30センチの土の入れかえだけで一般的な対応はできると、そのように理解してよろしいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在、30センチ入れかえたもので、うちのほうの引き渡しとすれば、それで耐えられる。しかし、やはりその建物の構造によって、いろいろ設計段階で地耐力等を調べると、まだこれでは不足だという場合には、やはりそれなりの対応をしていただくということで、今現在、うちのほうとすると、あくまでも表土、耕作土についてはやはり余りにも地耐力がなさ過ぎるので入れかえるということですよ。

今後、売り渡しをして、個々の住宅を建てるときにもう一度、そこいらの検討は設計屋さんとしていただくということになりますので、よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 今のところで関連的な質問になってしまうのですが、工事請負費1億5,900万円ですか、この減額、このうちの……

◇議長（高橋茂樹君） マイク使ってください。

◇13番（石川眞男君） このうちの9,000万円が、その土が、ここの中に9,000万円が入るわけですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） この1億5,900万円のうちの約9,200万円ほどが泥の購入費というのですか、買った場合の費用というふうに見込んでおりました。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） それで、お尋ねしたいのは、ではどの辺の土をどのくらいの単価で買うという形で想定していたのか。それから、30センチぐらい掘って、その土をどこかへ持っていったわ

けですよ。それを近くに置かずに処分というか、持っていくことに対して売れたのか、それとも処分料払ったのかと、払ったのならどのくらいとか、その辺はわかりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 購入土をどこから買うかというのは、これはあくまでもうちのほうの設計単価という県の単価がございまして、その中から積算をさせていただいている一般的な数字ということで購入単価のほうは見させていただいているということでございますので、よろしくお願ひします。

それと、その廃土、泥については、処分は売れたのかどうかというところもあるのですが、これはやはり残土となりますと、今現在、うちのほうとすると処分をするということで、立米約1,200円ほどかかるということで、今回の泥につきましては、ほとんど埼玉県のほうに運ばせていただきましたが、1万3,000立米で1,560万円ほど処分費としてかかっています。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 要するに泥を1,560万円ぐらいかけて持って行ってもらって、それで9,000万円ぐらいかけて新しい泥で覆うという形で約1億円です。これは、全体の工区の東側分ですよ、文化センターのほうね。そうすると、まだ半分残っているわけですよ。それも見積もりもどんな感じに捉えているのですか、やっぱりこれと同じような形で立米1,200円で処分してもらって、それでその面積分の、9,000万円かどうかはわからぬけれども、土地を買って、またどこかのいい土地をもらえる算段とかそういうものは今のところは立っていないわけですね。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 2工区というのですか、今度は文化センター通り線から西側を28年度、粗造成を始めますが、そちらにつきましては今のところストックする場所もちょっとございません。そういう面で、今文化財を行っていますが、文化財の終わる状況を見ながら、やはり群馬県だとか、また町の下水道課等うちのほうの都市建設課のほうの工事で発注して出た泥については、できるだけストックをして、なるべくこの経費は安く上げていけるように検討していきたい。今現在の予定では、やはり泥がそうやって賄えないと困るということで、一応買うという計算は、予算上はさせていただいてございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 終わりです。

14番宇津木治宣議員。



[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番(宇津木治宣君) 42ページ、玉村グルメ開発農業振興雇用創出事業についてお尋ねをいたします。

これは、地方創生加速化交付金を国からもらって行う事業ですけれども、地方による安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など目に見える地方創生の実現に寄与すると、加速化交付金については言われているわけですが、この玉村カレーの事業で、どのような具体的な雇用を見込んでいるのか、どのような具体的な地方の活性につながるのか、その具体的なものについてお答えをいただきたいと思います。

◇議長(高橋茂樹君) 経営企画課長。

[経営企画課長 金田邦夫君発言]

◇経営企画課長(金田邦夫君) お答えいたします。

その前に、ちょっと議長のお許しを得て、お配りしたい資料がございますので、よろしいでしょうか。

---

◇議長(高橋茂樹君) 資料を配ってください。休憩します。

午後2時15分休憩

---

午後2時16分再開

◇議長(高橋茂樹君) 再開いたします。

---

◇議長(高橋茂樹君) 経営企画課長。

[経営企画課長 金田邦夫君発言]

◇経営企画課長(金田邦夫君) 今、お手元にお配りいたしましたものは、上毛新聞社で発行しています「カレーが好きだ」というこういった冊子がございます。ちょうど1年ぐらい前に発行されたのですが、群馬県内のいろいろなカレーのお店だとかカレー料理のレシピだとかたくさん載っているものなのですが、その中に玉村町を代表するものとして、もう既に始めて10年近くなるのですが、学校給食センターと農業委員会、地域の農家の方々が連携して、この玉村カレーというものが玉村町を代表する取り組みとしてこの中に載っております。それを今、お手元にお配りしたわけですが、今回、玉村町の総合戦略を作成するに当たりまして、有識者の皆様方とかいろいろの方々ご意見いただいております。その中で、1つは、現在、グルメだとかB級グルメだとか、そういった食べ物によるまちづくりというものが非常に活気を呈しているということはございます。

ところが、残念ながら玉村町においては、そういったものが商工会の例えば青年部でたまロンスティックなどという取り組みは行っていますが、現状、ないというような状況でございました。道の駅

においても特産品と呼べるものがなかなかないというようなことは、もう既にご案内のとおりだと思いますが、そういった中で、今お手元にお配りいたしました、もう10年近くなる給食におけるカレーなのですが、約4万人近くの子供たちが、延べにいたしますとそのぐらいの方たちがこの玉村カレーというものを食べているというこの事実に着目いたしましたし、また群馬県のこの本に載っているという素材のよさというところにも着目いたしましたわけです。

今回、今、宇津木議員のご質問にもございますように、地方創生の加速化交付金を玉村町としてどう活用しようかと考えたときに、この今ご説明申し上げました既に実績のある玉村町らしいこのカレーを素材として使ったレトルトカレーは作成して販売すると、例えば横須賀市あたりに行きますと、海軍カレーなどというのがございますが、これは旧海軍の時代から艦艇に乗った方以外はそのカレーは食べられないというものなのですが、それを地域の特徴としてレトルト版のカレーなどをつくっておりますし、群馬県内においても非常にレトルトのカレー、カレーはむしろ日本国民の国民食に近いものだという意味もありますし、レトルトカレーにしますと、それを常備食としてストックすることもできます。そういった面でまだまだ伸びしろのある商品だというような判断をいたしまして、これを玉村町が今後まず押していく商品として考えていこうということで、この企画ができたわけでございます。

具体的などこうというお話なのですが、まずは今までそういった玉村町を代表するような食べ物がなかったという中で、こういったレトルトカレーを初めとするカレーというものに着目した地域おこし、まちづくりが起これば、これは経済的な効果も波及するでしょうし、地域の活性化、玉村町が外に向けての情報発信の様相にもつながってくるということで判断したわけでございます。

一方、雇用なのですが、この製造は、玉村町町内において、また町において設備投資してこういった食品加工をするのではなくて、前々から上野村との交流が玉村町はございました。それぞれ連携する道の駅同士が関東エリアの中で連携する利根川の流域の連携ネットワークがございます。そのネットワークを生かして、今回、新たな設備投資をすることなく、上野村でこのレトルト版のカレーを製造してもらおうと、また施策の段階においても上野村においては既にこの加工場においては、有名どころのホテルのカレーなどももう既に試作販売しておるという実績がございますので、玉村町のこのレトルトカレーを作成するに当たっても、試作段階からご協力をお願いをいただけるようなお約束はいただいております。

雇用につきましては、それは例えば企業誘致みたいな形に数百人、数千人の雇用を新たに生むというような効果は無理かと思いますが、こういった食品の販売ということが活気を呈してくるならば、そういった小売商店の雇用もふえるというようなことも期待できますし、また道の駅で販売することになれば、また道の駅の雇用の増加にもつながってくるものと考えておるところでございます。ちょっと長くなって済みません。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 1,700万円もらえるから急に考えた、そういう事業というのはなかなか後でうまくいかないケースが本当なので、本当に危惧しているところです。

先日、農業体験クラブの餅つき大会に参加しまして、上野村に行っていました。上野村の道の駅でイノブタカレーというのが置いてありました。多分それをつくっているところをつくのかなと、イノブタカレーですから、相当特色があって、売れるのではないかと見てきましたけれども、カレーというのはどこにでもあるといえばあるし、特色をつけにくいという商品で、私も長年飲食店を経営していましたので、そのカレーの特性というのは難しいし、それからやっぱりカレーのルールをどうするのかとか、そこからつくるとなると、相当の技術力があるのではないかと、心配するのは、上野村に委託をしてつくと、研究をすると、その技術、ノウハウを伝授していただくということになれば、上野村の雇用はふえるでしょうけれども、玉村町の雇用につながらないのではないかとというふうに危惧をするのですが、その点についての見解はどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 製造ということを上野村のJAの農畜産物の加工センターというのがあるのですが、そこに委託するわけでございます。玉村町のこのカレーがかなりの大量の受託でもあれば、上野村の雇用にもつがるのかとは思いますが、当面は、上野村の雇用のほうは影響ないと思います。むしろ玉村町におけるこういった販売のほうが伸びてくれば、そちらのほうが直接的には雇用がふえてくるのかなという感じはしております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 何としても地方創生加速化交付金と、この趣旨をしっかりと理解して、くれるのだからもらっておけばいいというようなレベルの話にならないようにしっかりと計画を練っていただきたいと思います。自信はありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 正直申し上げまして、新しい事業ですから、いろいろこれからも考えなければならぬことはたくさんあります。ただ、県立女子大学の安保教授がおっしゃっていました。「リスクを乗り越えることも大事だ」と、そのようなこともありますので、新しい事業に対するチャレンジ精神という気持ちでも取り組んでおるところでございます。どうぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） 今の話の続きなのですけれども、玉村カレーというのは確かにわかるのですけれども、玉村町は麦秋の郷と言っているぐらいだからうどんのほうがよかったかなと私は思うのですけれども、何でそういうのができなかつたかということと、あと1つ、開発費が1,700万円のうちの200万円ということで、そんな低くていいのかなと、かかっている費用を見ると、調査費用、試作品をつくってどうだとか、そういったものに何百万円かかっている、何かお金かけるところがちょっと違うのではないかと、やっぱり相当量いいお金をかけて物をつくったほうがいいかなと私は思うのですけれども、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） まず、麦秋の郷というのはあるのだから、麦のほうにというようなお話なのですが、初年度、第一段階、この玉村カレーを素材したカレーで売っていこうという考えでございますが、この事業が軌道に乗ったその先は、小麦を使ったいわゆる粉物みたいなものも商品開発をしていく考えはございます。

あと、予算につきましては、まだ少し多目になっている部分もございます。国のこの実施計画の提出期限というものがありませんでしたので、少し多目になっているところはございますが、ちょっと細かく言うと、かなり細分化されてしまうのですが、その辺は全協のときに説明を申し上げましたので、ちょっと割愛させていただきますが、必要にして十分な予算を確保したいなというところで予算計上させていただいたところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1 番月田均議員。

〔1 番 月田 均君発言〕

◇1 番（月田 均君） では、もう一つ、レトルト版から入るのですけれども、前もちょっと話したことあるのですけれども、道の駅で玉村カレーを売って、それでこれをレトルト版で売っていますよとしないと売れないと思うのですけれども、道の駅で玉村カレーをつくるという研究というか、検討というのはされないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 今、玉村カレーと言っているのは、給食センターにおける、7月の食育の日に、その日に供されるカレーというのを一つの素材として申し上げているわけなのですが、カレーの好みもいろんな人によって千差万別でございます。今回、玉村カレーに非常に忠実なお子様向けといたしますか、普通のカレーと、やや大人向けのスパイシーなカレーもやったらどうかということで、2種類ほど試作する予定でございます。そういった中で、例えば道の駅の中に入っている T a

m a 亭という業者さんがいますので、そういう方と連携して、より今回発売するレトルト版の玉村カレーに近い味を試作して販売するとかという形で十分連携することはできると思います。

〔「わかりました」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第25号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。再開は２時５０分。

午後２時３３分休憩

---

午後２時５０分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



- 日程第２８ 議案第２６号 平成２８年度玉村町一般会計予算
- 日程第２９ 議案第２７号 平成２８年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第３０ 議案第２８号 平成２８年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第３１ 議案第２９号 平成２８年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第３２ 議案第３０号 平成２８年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第３３ 議案第３１号 平成２８年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第３４ 議案第３２号 平成２８年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第３５ 議案第３３号 平成２８年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第２８、議案第２６号 平成２８年度玉村町一般会計予算から日程第３５、議案第３３号 平成２８年度玉村町水道事業会計予算までの８議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第２８、議案第２６号から日程第３５、議案第３３号までの８議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第２６号 平成２８年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成２８年度一般会計予算につきましては、先ほど施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。平成２８年度の一般会計予算の総額は、対前年度比４．８％減の１１１億６，２００万円となりました。

歳出の主な事業としては、昨年１２月に策定した玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少への対策と町の発展に向けた取り組みを行うため、国の制度を活用した地域おこし協力隊の募集や町の魅力ある地域資源を活用し、交流人口を促進させるための事業などに、総額９９９万



2,000円を計上しました。

また、人口減少に歯どめをかけるための定住促進対策として、文化センター周辺地区の土地区画整理事業に調査設計業務や造成工事等の経費として7億3,677万円を計上しました。

次に、昨年5月にオープンした道の駅玉村宿では、農産物加工所や直売所のほか、公衆トイレや広い駐車場を有しており、定期的なイベントを開催しています。県内外から積極的に誘客を図り、町の観光資源等の情報発信とともに、農業を初めとする地域産業の活性化を図ります。管理運営経費として9,238万5,000円を計上しました。

道路施設の整備では、東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道220号線や橋梁長寿命化、既存町道の改良などを含めた道路施設の整備費として総額3億8,878万9,000円を計上しました。

次に、管内公立小中学校においては、英語力の向上と国際理解教育の充実を図るため、英語指導助手(4名)を配置しています。国際感覚豊かな児童生徒の育成のため、英語指導助手(7名)を全校に配置すべく増員(3名)を行います。総額として3,396万9,000円を計上しました。

最後に、生活スタイルの多様化に合わせ、役場窓口に出向くことなく、コンビニエンスストアで個人番号カードを使い、住民票など一部の窓口証明を取得できるコンビニ交付サービスを導入します。証明の取得可能場所がふえ、取り扱い時間が拡大され、個人番号カードの普及にもつながります。コンビニ交付サービスの導入経費として3,657万8,000円を計上しました。

歳出の目的別内訳については、議会費、労働費、商工費、教育費が減少しましたが、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費はそれぞれ増加し、中でも消防費については大幅に増加しました。また、性質別内訳については、人件費、扶助費、普通建設事業費が減少しましたが、物件費、維持管理費、補助費等、繰出金は増加しました。義務的経費は前年度対比1.8ポイント減少し、40.2%となりました。一方、投資的経費は中央小学校大規模改造工事が終了したことにより、前年度対比30.2ポイント下降し、13.1%となりました。

次に、歳入です。軽自動車税については、原動機付自転車などの税率の改正により29.2%増加し、法人町民税についても景気の回復基調により7.8%増加し、町税全体では2.0%増の44億5,193万2,000円を見込みました。

地方消費税交付金については、景気の回復基調により11.6%増の5億5,800万円を見込みました。

また、地方交付税については、推計の結果、4.2%増の12億4,000万円を見込みました。

国庫支出金については、中央小学校大規模改造事業の終了などにより17.6%減の11億932万3,000円を見込みました。

財産収入では、土地区画整理事業による保留地の処分により773.9%増の1億7,568万3,000円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から8億7,000万円、都市計画事業基金から2億9,000万円、協働によるまちづくり基金から135万円、ふるさとまつりや花火大会等に充当するためふるさと創生基金から2,360万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより、平成28年度末の基金残高は約17億円程度になる見込みです。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を5億1,590万円、文化センター周辺の区画整理事業に3,480万円、道路橋梁に1億560万円、消防ポンプ自動車の購入に1,220万円を予定し、町債全体では前年度対比45.6%減の6億7,750万円を見込みました。その結果、一般会計における平成28年度末地方債残高は103億617万円となり、平成27年度末に比べ1億2,411万円減少する見込みとなっています。

歳入の性質別内訳については、国庫支出金や町債が減少したことにより、依存財源比率は前年度対比12.5ポイント下降し、41.1%となりました。反対に町税、財産収入などが増加したことにより自主財源比率は前年度対比1.5ポイント上昇し、58.9%となりました。

以上が平成28年度一般会計予算の概要でございますが、効率的な行財政運営により、より高いレベルの行政サービスに努めていく所存でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,798万3,000円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比較しますと1.2%の増となっております。

増額になる主な要因といたしましては、一般被保険者の療養給付費や高額療養費等の保険給付費が引き続き増加していることが挙げられます。また、県内市町村の国民健康保険の財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業の拠出金の増加も要因となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が9億5,696万3,000円、国庫支出金が8億8,914万7,000円、療養給付費等交付金が1億4,589万5,000円、前期高齢者交付金が8億8,476万3,000円、県支出金が2億2,007万5,000円、共同事業交付金が9億3,138万4,000円、一般会計繰入金が2億3,794万2,000円であります。

歳出の主なものとして、保険給付費が25億1,611万9,000円、後期高齢者支援金等が5億701万円、介護納付金が1億9,953万9,000円、共同事業拠出金が9億5,357万1,000円、保健事業費が4,126万円であります。

被保険者数は減少傾向にあります。1人当たりの医療費単価は年々増加傾向にあるため、引き続き医療費抑制の取り組みを行ってまいります。現在行っている主な取り組みとしましては、特定健康診査・特定保健指導とジェネリック医薬品の使用促進が挙げられます。特定健康診査の結果に基づき特定保健指導を行うことで、生活習慣病の予防やその他の疾病への進展や重症化を防ぐことができ、医療費の抑制につながると考えています。

次に、ジェネリック医薬品の使用促進についてですが、毎年9月の保険証更新時に、保険証に張りつけできるジェネリック医薬品希望シールを配布しているほか、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に薬代が安くなる可能性がある方に対しては、差額金額をお知らせするジェネリック医薬品差額通知を年間2回送付しております。今後も医療費の適正化を図るとともに、収納対策に力を入れ、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,969万8,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し4.6%の増であります。これは、制度加入者の増加により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で1億8,222万1,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金5,599万8,000円、受託事業収入1,221万8,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億3,822万1,000円、健康診査等事業費1,296万8,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営を図るため努力してまいります。

次に、議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ22億9,206万2,000円と定めるものでございます。

平成12年の制度開始以来、要支援・要介護者の増加、また介護サービスを必要とする本人や家族からの介護ニーズの多様化など、さまざまな要因含み、介護サービスの給付額は年々ふえ続けており、全体としては、前年対比3.89%の増加となっております。

まず、歳入につきましては主なものを申し上げます。第1号被保険者保険料5億9,276万円（65歳以上約7,900人）でございます。国庫支出金は4億3,813万5,000円、支払基金交付金は6億2,199万1,000円、県支出金3億2,171万9,000円、繰入金3億1,743万8,000円でございます。

続きまして、歳出です。総務費3,361万5,000円、前年対比22.2%増、介護サービス等諸費21億6,197万6,000円、前年度対比1.5%の増加。

地域支援事業費6,584万6,000円、前年対比281.0%の増加です。

また、財政安定化基金借入金の返還金2,981万6,000円。以上が主なものとなっております。

総務費の増加は、介護保険料のコンビニ収納を29年度から開始するためのシステム改修費等によるものです。

また、地域支援事業費が大幅に伸びているのは、平成28年1月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が開始され、この要支援の方を対象とした新事業への予算の組み替えや生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体の設置費用、はつらつ健康教室の開催など、地域支援を充実させたためです。

サービスを使えば保険料も必要となり、介護サービス給付費を維持するため、第6期計画期間では保険料の増額改定となったわけですが、健康づくり・居場所づくり事業等を通じ、介護予防の重要性を再認識し、介護給付費の増加をでき得る限り抑え、信頼と安心のおける持続可能なみんなで支え合える制度となるよう、地域包括ケアの構築とともに、介護給付費の適正化等に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,783万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方に対してケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入552万円、総合事業対象者に対しての介護予防ケアマネジメント費収入828万円、一般会計繰入金403万円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしましては、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として737万5,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が412万9,000円、総合事業実施に伴う介護予防ケアマネジメント作成委託料である介護予防ケアマネジメント事業費が622万7,000円でございます。

次に、議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,050万円とさせていただくもので、前年度当初予算に対し0.8%減となっております。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道（県央処理区）の整備計画に基づき実施しているところですが、今年度は平成32年度までの5カ年計画の初年度となります。拡大した許可区域において、文化センター周辺を含む約300ヘクタールある未整備区域を進捗させてまいります。

主な建設事業として、汚水事業では下新田地区、福島地区、斎田地区、川井地区、飯倉地区、五料地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区の管渠築造工事を実施するとともに、樋越地区、福島地区、五料地区及び箱石地区の実施設計を行います。また、雨水対策事業では、文化センター周辺に調整池を構築します。公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要な施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向

上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,947万円とさせていただくものであります。

予算の内容としては、平成26年度に借入を行った起債の利子を支払うための予算と平成27年度に町有地及び保留地の売却先事業者が決定し、その契約金として売り渡し金額の約20%が納入されますので、起債の繰上償還するための予算でございます。

歳入としては、一般会計の繰入金と町有地の売却収入となり、歳出では用地買収のために借り入れた起債の利子償還金と元金の繰上償還金であります。

なお、平成29年、30年度には、速やかに土地の引き渡しができるよう進めてまいります。

議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成28年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,800件、年間総配水量を503万3,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億9,678万5,000円を予定しました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億6,578万5,000円、営業外収益が3,099万9,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億5,056万4,000円と予定いたしました。その主なものは、営業費用が4億9,690万1,000円、借入金利子等の営業外費用が4,706万3,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては2億1,000万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債が2億1,000万円でございます。

続いて、資本的支出は3億5,142万8,000円と予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億3,209万6,000円と企業債償還金の1億1,497万2,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費の2億2,000万円と設計委託料の1,209万6,000円でございます。なお、資本的収支において不足する1億3,915万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、減債積立金及び建設改良積立金で補填する予定であります。

第5条で、企業債の限度額を2億1,000万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,601万8,000円、交際費を1万円と定め、第8条ではたな卸資産購入限度額を327万7,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第28、議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 一般会計の説明をしていただきまして、気になるところがありましたので、総括的な形で質疑させていただきます。

財政調整基金の関係でございます。今年度予算では8億7,000万円の取り崩しをして、今回の一般会計の予算が組まれております。28年度末の残高の予定額が幾らかといたしますと、今回繰り入れる、取り崩す金額を下がった6億8,000万円になるという形で、非常に財政調整基金の残高に対してどんなような形で考えがあるのか。

また、財政調整基金については、いざ何かあったときに使うお金ですので、どのぐらいあればオーケーと考えているのか、またここ数年間で基金の割り増しですか、積み上げはどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 財政調整基金のお話ですが、一部、たしか一般質問の中でも三友議員さんの中から出ていると思いますので、詳しいお答えはちょっと、少し大まかな話しさせていただきますと思います。

約30億円ぐらいの財調が最高ではありました。30億円超える額がありました。それがやはりいろんな事業をやっていきますと、かなり減ってきて、今言われますように28年度末では6億数千万円程度になってしまうという状況を予想しておりますが、これは我々としましては、少し多く取り崩すような感じで、少し、言い方がどうかかわからないですけれども、オーバーぎみに予想をしております。実際には、もう少し残るといふふうに考えておりますし、経費の節減を図りまして、もっと残していかなければならないというふうに考えております。

以前にも私ちょっと、どのぐらいが妥当なのかねというご質問にお答えしたことがあるのですが、大体10億円ぐらいは持っていたいなというふうに考えておりますので、それからこれか

ら文化センターの周辺の土地のほうも売る算段をしております。そちらのほうで出てきた部分で、収益とまではいかないのですが、そちらのほうの売り上げの代金のほうをできる限り財調のほうに積み立てていきまして、不測の状態に対応していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 町長さんにお伺いしたいのですが、2月に就任なされて、もうほぼ予算としてはでき上がっているような状況の中でこの予算書に手を入れていったと思うのですが、新町長さんが目指すものこの予算の中でどこに重点を置いたというか、これだけはどうしても自分の意見は曲げられないよみたいな形で修正したところがあるのか。それと、またこの財政が余りよくないという中で、この予算に対して町長はどんな感想を持ったか、ちょっとお聞かせ願えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） お答えいたします。

私、いろんな公約としては人口の増加とそれから財政の健全化というような二大公約をしまして、選挙をしたわけでございますが、実際に町長に就任いたしまして、いろんな今年度の予算を町当局からお伺いしまして、実際の中で私の公約といいますか、人口をふやすと、あるいは財政の健全化をするというようなものとしての予算に入れるということは、なかなか困難でございました。それは、やはりお金の問題では、私としては、できるだけ出るほうを少なくしたいということで、当初各課の要求として出たもの、もちろん地区のいろんな要望等もありましたから、かなりいろんなものがあつたわけでございますけれども、こういうような緊縮の予算の中でやらざるを得ないということがありましたものですから、できるだけ実際の私の公約した内容、あるいは重点政策というものを入れられるような機会がなかったということでもあります。

私としては、いろんな施策は、4年間を通して少しずつ財政の状況を見ながらやりたいというような考えに変わってきておりますけれども、当初の予算の中でそれを、どれがそうなのかということでありますけれども、実際に人口増加につながるような、お金をそこに回すような予算としてはなかなかないわけでありまして、今までの町の継続的な施策の中で、私の主張するようなものと関連するものはかなり多くありますので、それを充実させながら適時自分の考えを入れてまちづくりをしたいと、こういうように思っております。

先ほど施政方針の中にもありましたけれども、いろんなC C R Cや、あるいは与六分前橋線の橋の建設等一つ一つほかの市町村の、あるいは東京都、群馬県とのいろんな状況を見ながらそれを実現させていきたいということはありますが、現在の予算の中では実行できていないということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第29、議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第30、議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第31、議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第32、議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。



以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第33、議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第34、議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第35、議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成28年度玉村町一般会計予算ほか7会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



## ○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第28、議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算から日程第35、議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第26号から日程第35、議案第33号までの8議案については、議員

全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



### ○日程第36 議案第34号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第36、議案第34号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第34号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合の規約変更について、別紙のとおり組合組織団体間において協議の上定めることになっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の概要につきましては、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織された群馬東部水道企業団が平成27年10月1日に設立され、非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を開始するため、新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体に加わることに伴い、組合組織団体及び共同処理事務に関する別表の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第37 議案第35号 町道路線の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第37、議案第35号 町道路線の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第35号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設、斉田上之手線延伸、スマートインターチェンジ及び道の駅整備に伴う隣接町道の起点、終点変更のため廃止するもののほか、行きどまりで機能していない町道を廃止するものです。路線数14路線、延長5,196.07メートルとなっております。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご議決をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ○日程第38 議案第36号 町道路線の認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第38、議案第36号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第36号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設、斉田上之手線延伸、スマートインターチェンジ、道の駅整備に伴う隣接町道の起点、終点変更のため、議案第35号にて廃止する路線の再認定並びに寄附及び分譲住宅地の開発行為により整備した道路の所有権を玉村町に帰属した道路を路線認定するものでございます。今回の認定路線数は14路線、延長5,471.85メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決のほどをよろしくお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ○日程第39 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第39、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっています。

意見第1号で推薦させていただきました川井恵美子氏におかれましては、人権擁護委員として平成25年7月1日より、1名増員ということで、人権擁護委員活動の新たなかなめとしてご活躍いただいております。本年6月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍いただきたく推薦するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

## ○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 議事の都合により、3月4日から3月13日までの10日間、休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月14日は午前9時までに議場へご参集願ひます。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 3 8 分散会